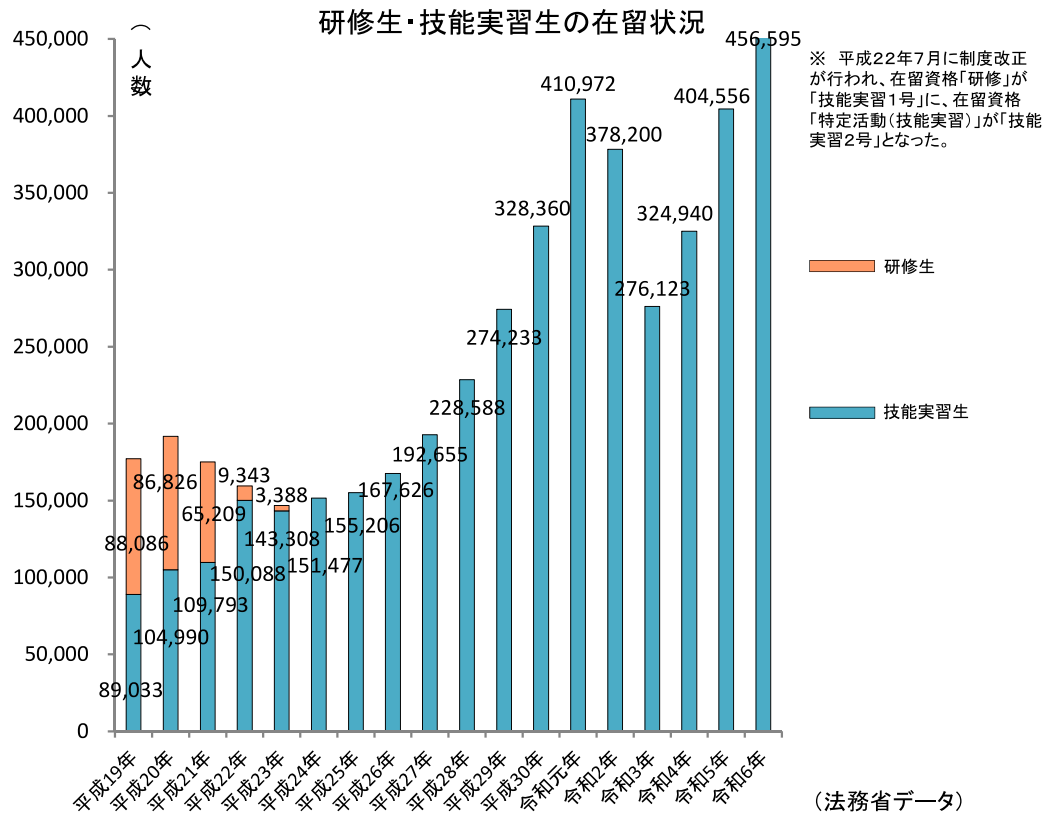


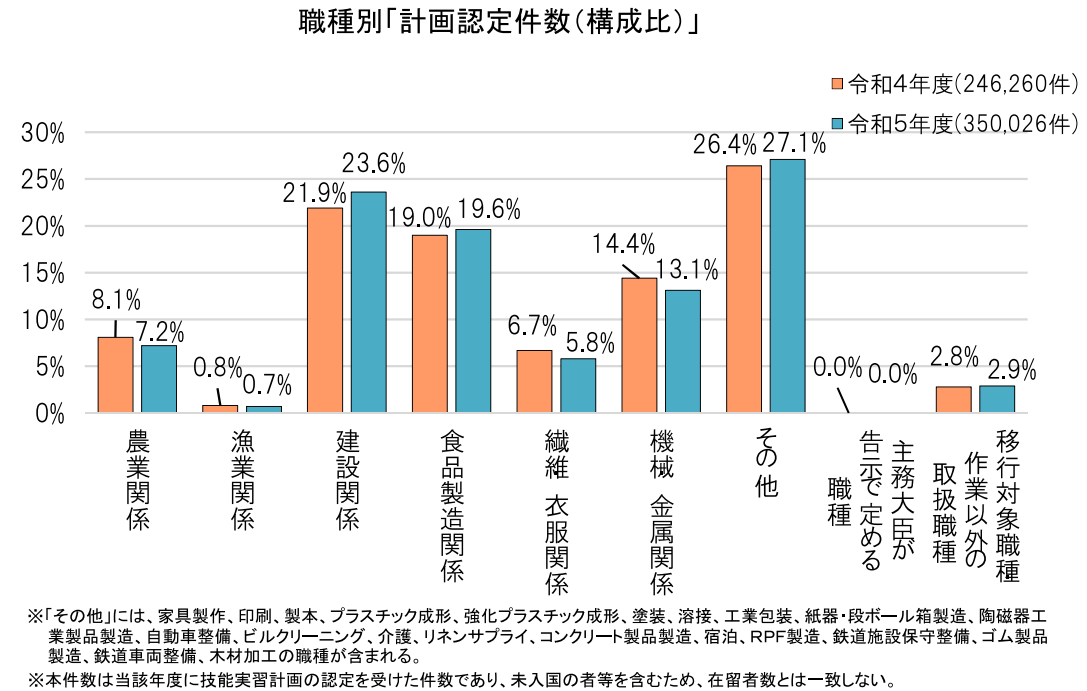
技能実習制度の現状

資料No. 2

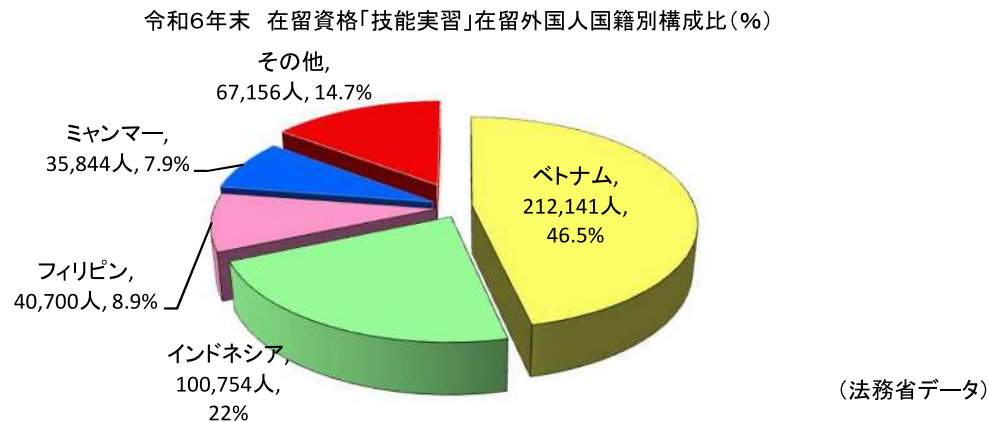
1 令和6年末の技能実習生の数は、456,595人



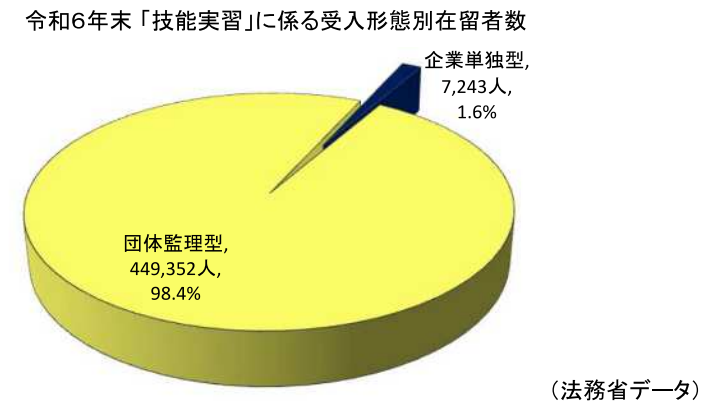
3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。



2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③フィリピン



4 団体監理型の受入れが98.4%



職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数（令和6年末時点：456,595人）

1 農業・林業関係（3職種7作業）（31,635人）			（人）
職種名	作業名	在留者数	
耕種農業● (25,640人)	施設園芸	13,950	
	畑作・野菜	11,141	
	果樹	549	
	養豚	1,239	
畜産農業● (5,995人)	養鶏	2,083	
	酪農	2,673	
	育林・素材生産作業	0	

2 漁業関係（2職種10作業）（3,352人）			（人）
職種名	作業名	在留者数	
漁船漁業● (1,485人)	かつお一本釣り漁業	321	
	延縄漁業	49	
	いか釣り漁業	110	
	まき網漁業	555	
	ひき網漁業	247	
	刺し網漁業	35	
	定置網漁業	118	
	かに・えびかご漁業	49	
	棒受網漁業△	1	
	ほたてがい・まがき養殖	1,867	
養殖業●(1,867人)			

3 建設関係（22職種33作業）（106,568人）			（人）
職種名	作業名	在留者数	
さく井 (504人)	パーカッション式さく井工事	116	
	ロータリー式さく井工事	388	
建築板金 (2,574人)	ダクト板金	988	
	内外装板金	1,586	
冷凍空調調和機器施工（945人）	冷凍空調調和機器施工	945	
建具製作（318人）	木製建具手加工	318	
建築大工（4,519人）	大工工事	4,519	
型枠施工（13,157人）	型枠工事	13,157	
鉄筋施工（10,743人）	鉄筋組立て	10,743	
とび（30,627人）	とび	30,627	
石材施工 (493人)	石材加工	248	
	石張り	245	
タイル張り（893人）	タイル張り	893	
かわらぶき（500人）	かわらぶき	500	
左官（3,799人）	左官	3,799	
配管 (4,318人)	建築配管	3,363	
	プラント配管	955	
熱絶縁施工（1,618人）	保温保冷工事	1,618	
内装仕上り施工 (5,873人)	プラスチック系床仕上り工事	500	
	カーベット系床仕上り工事	216	
	鋼製下地工事	852	
	ボード仕上り工事	3,519	
	カーテン工事	786	
サッシ施工（529人）	ビル用サッシ施工	529	
防水施工（3,999人）	シーリング防水工事	3,999	
コンクリート圧送施工（919人）	コンクリート圧送工事	919	
ウエルポイント施工（37人）	ウエルポイント工事	37	
表装（905人）	壁装	905	
建設機械施工● (18,954人)	押土・整地	399	
	積込み	878	
	掘削	13,004	
	締固め	4,673	
築炉（344人）	築炉	344	

4 食品製造関係（11職種19作業）（92,627人）			（人）
職種名	作業名	在留者数	
缶詰巻締●（601人）			601
食鳥処理加工業●（4,550人）			4,550
加熱性水産加工食品製造業● (6,336人)	節類製造	555	
	加熱乾製品製造	1,076	
	調味加工品製造	4,627	
	くん製品製造	78	

4 食品製造関係（11職種19作業）（続き）			（人）
職種名	作業名	在留者数	
非加熱性水産加工食品製造業● (16,511人)	塩蔵品製造	7,291	
	乾製品製造	2,354	
	発酵食品製造	938	
	調理加工品製造	550	
水産練り製品製造（1,460人）	生食用加工品製造	5,378	
	かまぼこ製品製造	1,460	
牛豚食肉処理加工業● (3,541人)	牛豚部分肉製造	3,511	
	牛豚精肉商品製造△	30	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造（2,692人）			2,692
パン製造（6,345人）			6,345
そう菜製造業●（45,435人）			45,435
農産物漬物製造業●△（765人）			765
医療・福祉施設給食製造●△（4,391人）			4,391

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）（26,086人）			（人）
職種名	作業名	在留者数	
紡績運転● (772人)	前紡工程	76	
	精紡工程	228	
	巻糸工程	31	
	合ねん糸工程	437	
織布運転● (1,264人)	準備工程	182	
	製織工程	1,065	
染色 (715人)	仕上工程	17	
	糸浸染	187	
ニット製品製造 (354人)	織物・ニット浸染	528	
	靴上製造	265	
たて編ニット生地製造●（186人）	丸編みニット製造	89	
	たて編ニット生地製造	186	
婦人子供服製造（17,068人）			17,068
紳士服製造（1,236人）			1,236
下着類製造●（974人）			974
寝具製作（435人）			435
カーベット製造●△ (189人)	織じゅうたん製造	1	
	タフテッドカーベット製造	22	
帆布製品製造（962人）	ニードルパンチカーベット製造	166	
	帆布製品製造	962	
布はく縫製（242人）			242
座席シート縫製●（1,689人）			1,689

6 機械・金属関係（17職種34作業）（60,781人）			（人）
職種名	作業名	在留者数	
鑄造 (3,487人)	鑄鉄鑄物鑄造	2,414	
	非鉄金属鑄物鑄造	1,073	
鍛造 (405人)	ハンマ型鍛造	125	
	プレス型鍛造	280	
ダイカスト (1,683人)	ホットチャンパダイカスト	144	
	コールドチャンパダイカスト	1,539	
機械加工 (10,956人)	普通旋盤	2,065	
	フライス盤	1,747	
	数値制御旋盤	3,887	
	マシニングセンタ	3,257	
金属プレス加工（9,082人）			9,082
鉄工（5,560人）			5,560
工場板金（4,051人）			4,051
めっき (2,975人)	電気めっき	2,404	
	溶融亜鉛めっき	571	
アルミニウム陽極酸化処理（440人）			440
仕上げ (2,332人)	治工具仕上げ	278	
	金型仕上げ	296	
機械検査（6,290人）			1,758
機械保全（1,931人）			6,290
電子機器組立て（8,121人）	機械系保全	1,931	
	電子機器組立て	8,121	

6 機械・金属関係（17職種34作業）（続き）			（人）
職種名	作業名	在留者数	
電気機器組立て (2,292人)	回転電機組立て	342	
	変圧器組立て	75	
	配電盤・制御盤組立て	1,187	
	開閉制御器具組立て	323	
プリント配線板製造 (1,104人)	回転電機巻線製作	365	
	プリント配線板設計	7	
アルミニウム圧延・押出製品製造●△ (28人)	プリント配線板製造	1,097	
	引抜加工	2	
金属熱処理業● (44人)	仕上げ	26	
	全体熱処理	25	
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）	9	
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）	10	

7 その他（21職種38作業）（127,617人）			（人）
職種名	作業名	在留者数	
家具製作（2,333人）	家具手加工	2,333	
	オフセット印刷	1,315	
印刷 (1,753人)	グラビア印刷●△	438	
	製本	1,979	
プラスチック成形 (20,066人)	圧縮成形	1,780	
	射出成形	16,326	
	インフレーション成形	727	
	ブロー成形	1,233	
強化プラスチック成形（898人）			898
塗装 (14,471人)	手積み積層成形	898	
	建築塗装	3,820	
溶接● (23,065人)	金属塗装	6,211	
	鋼橋塗装	648	
工業包装（16,423人）	噴霧塗装	3,792	
	手溶接	3,785	
紙器・段ボール箱製造 (2,388人)	半自動溶接	19,280	
	工業包装	16,423	
印刷箱・段ボール箱製造 (2,388人)	印刷箱打抜き	708	
	印刷箱製箱	468	
	貼箱製造	220	
	段ボール箱製造	992	
陶磁器工業製品製造● (262人)	機械ろくろ成形	57	
	圧力鋳込み成形	54	
自動車整備●（5,818人）	パッド印刷	151	
	自動車整備	5,818	
ビルクリーニング（8,227人）	ビルクリーニング	8,227	
	介護●（20,065人）	20,065	
リネンサプライ●△（2,971人）	リネンサプライ仕上げ	2,971	
	コンクリート製品製造●（2,226人）	2,226	
宿泊●△（2,403人）	接客・衛生管理	2,403	
	R P F 製造●（143人）	143	
鉄道施設保守整備●（114人）			114
ゴム製品製造●△ (1,695人)	軌道保守整備	114	
	成形加工	1,315	
	押出し加工	210	
	混練り圧延加工	121	
鉄道車両整備● (18人)	複合積層加工	49	
	走行装置検修・解き装	18	
木材加工●△（299人）	空気装置検修・解き装	0	
	機械製材	299	

8 主務大臣が告示で定める職種（社内検定型の職種・作業（2職種4作業））（106人）			（人）
職種名	作業名	在留者数	
空港クラッドハンドリング● (105人)	航空機地上支援	0	
	航空貨物取扱	55	
	客室清掃△	50	
ボイラーメンテナンス●△（1人）			1
ボイラーメンテナンス			

9 非移行対象職種（7,823人）

（注1）項目ごとに付している括弧内の人数は、各項目別の在留者数。（注2）職種・作業別の在留者数は、令和6年末時点の速報値。（注3）職種・作業の項目は令和6年末時点。（注4）●の職種：技能実習評価試験に係る職種。（注5）△のない職種・作業は3号まで実習可能。

○ 技能実習法に基づく行政処分等の状況

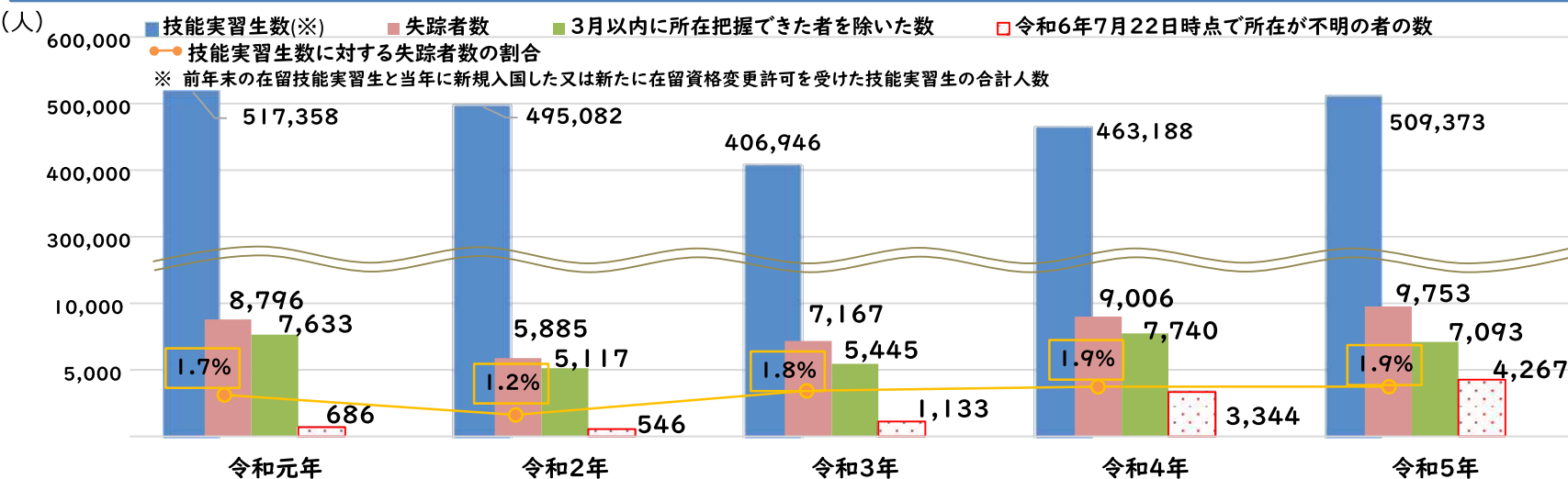
令和7年3月25日現在

	監理団体		実習実施者		
	許可取消 (団体数)	改善命令 (団体数)	認定取消		改善命令 (実習実施者数)
			実習実施者数	取り消した 計画認定数	
合 計	54	32	574	9,346	15
平成30年度	1	0	8	151	1
令和元年度	4	0	23	244	2
令和2年度	13	2	77	1,001	6
令和3年度	13	10	177	2,080	6
令和4年度	12	15	114	1,723	0
令和5年度	5	5	120	1,403	0
令和6年度	6	0	55	2,744	0

技能実習生の失踪者の状況（推移）

技能実習生の失踪者数の推移（令和元年～令和5年）

- 令和5年における技能実習生の失踪者数は9,753人であり、これまでで最も多い数となった。
- 技能実習生数に占める失踪者数の割合は1.9%で、例年と同程度の推移となっている。
- 令和元年から令和5年までの技能実習生の失踪者のうち、令和6年7月時点で所在が不明の者は9,976人である。



令和元年から令和5年までの失踪者のうち、令和6年7月22日時点で所在が不明の者

9,976人



	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
総 計	8,796	7,633	5,885	5,117	7,167	5,445	9,006(1.9%)	7,740	9,753(1.9%)	7,093
ベ ト ナ ム	6,105	5,515	3,741	3,371	4,772	3,747	6,016(2.4%)	5,488	5,481(2.1%)	4,920
ミ ャ ン マ ー	347	174	250	149	447	108	607(2.6%)	35	1,765(5.4%)	5
中 国	1,330	1,148	964	868	896	749	922(1.8%)	848	816(1.9%)	703
カンボジア	462	303	494	343	667	491	829(5.6%)	773	694(4.0%)	565
インドネシア	307	290	240	223	208	191	367(0.6%)	357	662(0.8%)	611
フィリピン	85	69	48	38	47	40	70(0.2%)	64	84(0.2%)	69
モンゴル	42	41	36	33	31	25	55(1.7%)	45	49(1.3%)	39
タイ	61	52	62	58	74	71	70(0.6%)	67	38(0.3%)	30
バングラデシュ	17	7	13	5	1	1	5(1.0%)	4	20(1.6%)	20
ラオス	16	15	3	3	8	8	11(1.2%)	11	7(0.5%)	6
その他	24	19	34	26	16	14	54(1.4%)	48	137(2.1%)	125

失踪技能実習生数 ①【累計】	40,607
所在が判明した者 ②【累計】	30,631
把握率 (②/①)	75.4%
所在が不明の者 (①-②)	9,976

詳細は6ページ参照

失踪技能実習生の所在把握状況（令和5年分）

- 失踪した技能実習生については、その後、在留期限内に出国する者や不法残留者となる者などがおり、出国、在留及び退去強制などの入管庁における各種手続を通じて所在が把握できている。
- 令和5年の失踪者については、技能実習実施困難時届出書受理日から3月以内（※）に約27.3%の所在が把握できている。
- ミャンマー人については、技能実習実施困難時届出書受理日以後3月以内に約99.7%の所在が把握できおり、大多数がミャンマーの情勢不安に対する緊急避難措置として設けた「特定活動」への在留資格変更許可手続を受けている。
- ※ 技能実習生が在留資格に係る活動を3月を超えて行っていない場合は、在留資格取消手続の対象となる。

所在把握状況

（人）

国籍	失踪者数（①）	3月以内に所在把握できた者（②）	3月以内に所在把握できなかった者	把握率（②／①）
総計	9,753	2,660	7,093	27.3%
ベトナム	5,481	561	4,920	10.2%
ミャンマー	1,765	1,760	5	99.7%
中国	816	113	703	13.8%
カンボジア	694	129	565	18.6%
インドネシア	662	51	611	7.7%
フィリピン	84	15	69	17.9%
モンゴル	49	10	39	20.4%
タイ	38	8	30	21.1%
バングラデシュ	20	0	20	0.0%
ラオス	7	1	6	14.3%
その他	137	12	125	8.8%



3月以内に所在把握できた者（内訳）

端 緒	人 数
出国手続	609
在留手続	1,825
退去強制手続	104
その他	122
総 計	2,660



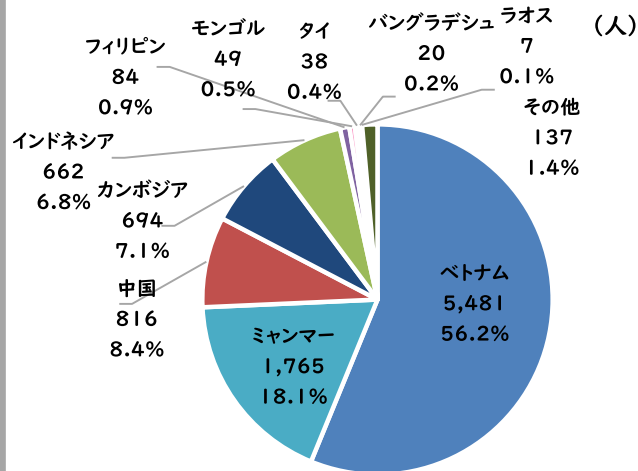
うち、ミャンマー人の所在把握状況

端 緒	人数
出国手続	1
在留手続	1,746
・特定活動（本国情勢）	1,739
・上記以外	7
退去強制手続	0
その他	13
総 計	1,760

- ベトナムは失踪者数が最も多いが、令和4年と比較して失踪者数が535人減少した（約8.9%減）。
→ 新たな失踪防止対策として、来日前の技能実習生に対して、あらかじめ労働条件等の確認を促す取組を実施。
- ミャンマーは令和4年と比較して、1,158人失踪者数が増えた（約190.8%増）。
→ 大多数が在留資格を緊急避難措置に係る「特定活動」へ変更していることから、安易な申請を防ぐための対策を講じる。

国籍別失踪者数

9,753人（令和5年）



【参考】令和元～5年までの失踪技能実習生の推移
(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総計	8,796	5,885	7,167	9,006	9,753
ベトナム	6,105	3,741	4,772	6,016	5,481
ミャンマー	347	250	447	607	1,765
中国	1,330	964	896	922	816
カンボジア	462	494	667	829	694
インドネシア	307	240	208	367	662
フィリピン	85	48	47	70	84
モンゴル	42	36	31	55	49
タイ	61	62	74	70	38
バングラデシュ	17	13	1	5	20
ラオス	16	3	8	11	7
その他	24	34	16	54	137

ベトナム

失踪者数減少の要因

- 失踪者の発生が著しい送出機関に対して新規受入れ停止措置を実施（令和3年）
- ベトナム国内で、外国で働く労働者に対する費用負担に係る改正法が施行され（令和4年）、技能実習生の来日のための費用負担額が減少した。

新たな失踪防止対策

一方で、依然として最も失踪者数が多い状況にある。

労働条件等のミスマッチによる失踪の発生を防ぐため、ベトナム国内で直接啓発するためのリーフレットを作成し、在外公館等を通じて技能実習を希望する者に周知。



ミャンマー

失踪者数増加の要因

- 失踪者1,765名のうち、1,739名（約98.5%）が技能実習実施困難時届出書受理日以降3月以内に緊急避難措置に係る特定活動の在留資格を得て滞在している。

対策

- 誤用・濫用的に緊急避難措置が活用されることを防ぐため、残余の在留期間がある失踪技能実習生に対して、まずは、技能実習の継続が困難である理由について説明を求めるなど、運用を見直す。

ミャンマー人への緊急避難措置

- ミャンマーにおいて、2021年2月1日に国軍によるクーデターが発生し、情勢が不透明な状況となった。同年5月28日以降、情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人について、緊急避難措置として在留や就労を認めている。
- 令和5年12月末現在、15,172人が同措置に係る在留資格「特定活動」の許可を受けて在留しており、在留資格「技能実習」で入国した者が多くを占めている。
- ミャンマー情勢は、今なお事態の改善に向けた動きが見られていない。

緊急避難措置の課題

- 令和5年の失踪技能実習生の多くが、緊急避難措置に係る「特定活動」への在留資格変更許可を受けている。
⇒ 技能実習を継続するための必要な措置を講じることなく、誤用・濫用的に緊急避難措置を利用されており、安易な申請を防ぐための対策を講じる必要がある。

(参考) ミャンマー人技能実習生の失踪者の状況

- 令和5年のミャンマー人技能実習生の失踪者数は1,765人であり、令和4年の607人と比較して1,158人増えた。
- 失踪者1,765人のうち、1,739人(約98.5%)が技能実習実施困難時届出書受理日以降3月以内に緊急避難措置に係る「特定活動」の在留資格を得て滞在している。

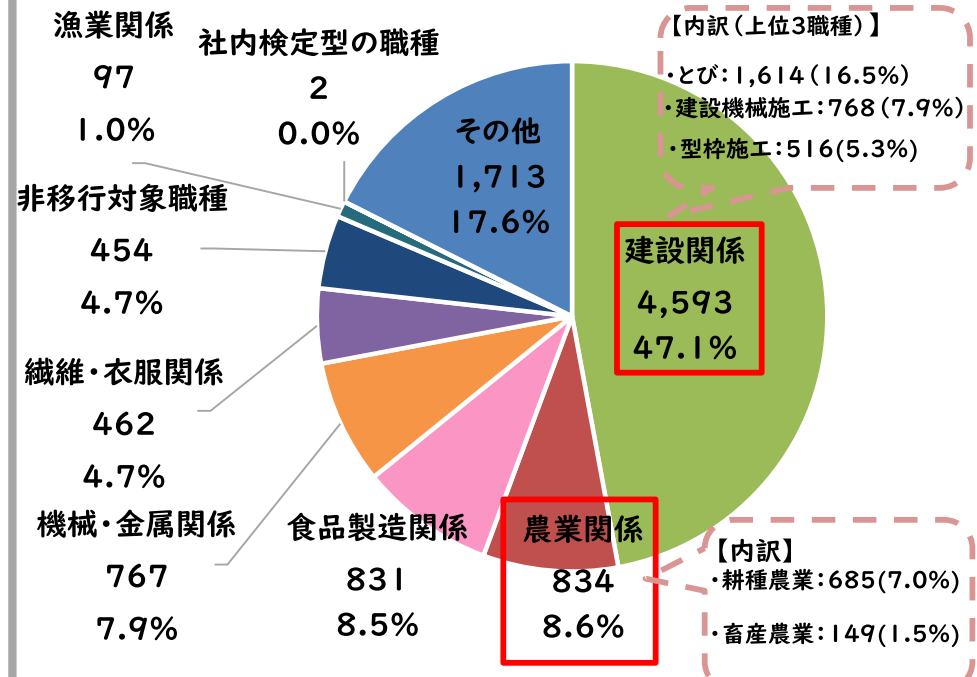
対応策

- 技能実習を修了していない技能実習生からの在留資格変更許可申請に対し、次の①、②について、技能実習生本人及び監理団体等に確認を求める。
 - ① 自己の責めに帰すべき事情によらずに技能実習の継続が困難となった理由
 - ② 監理団体等による実習先変更に係る必要な措置の実施状況
- 自己の責めに帰すべき事情によって技能実習を途中で終了し、残余の在留期間がある技能実習生に対しては、緊急避難措置に係る「特定活動」への在留資格の変更を認めない。

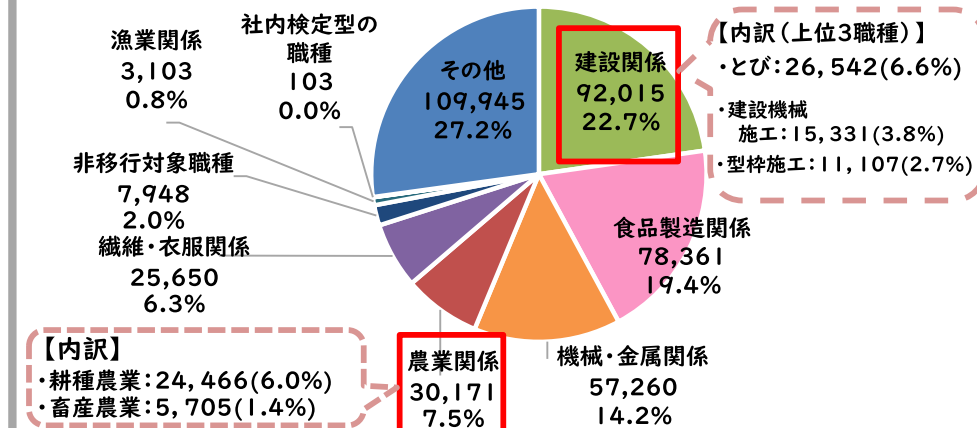
建設及び農業関係職種技能実習生に係る失踪者の発生状況と対応

- 令和5年における失踪者について、職種別の在留者数と比較して「建設関係」及び「農業関係」の割合が高い。
- 建設分野を所管する国土交通省及び農業分野を所管する農林水産省においては、独自に失踪防止対策等を実施している。

職種別失踪者数



【参考】令和5年末在留資格「技能実習」に係る在留者数: 404,556人(※)



※当庁HP掲載「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数」(令和5年末)から引用

業所管省庁における失踪防止対策

建設関係職種

- 月給制の導入による安定的な賃金の支払い
- 建設キャリアアップシステムの登録義務化
- 建設業許可を要件化受入人数枠の設定
- 入管庁との間で失踪技能実習生に係る情報の共有・連携

農業関係職種

- 外国人材を含む働きやすい労働環境整備
- 技能実習事業協議会を通じた現状・課題の共有
- 相談窓口の設置や優良事例の収集・周知

更なる取組

事業協議会などの機会を捉えて、入管庁及び厚生労働省から各業所管省庁に対して提供する情報の拡大を検討

- 失踪技能実習生に係る受入れ機関情報
- 不適正な受入れ機関への処分等に係る情報

○ 令和元年から令和5年までの失踪技能実習生数は、合計40,607人であるところ、令和6年7月22日時点で、約75.4%の所在を把握するに至っている。

令和6年7月22日現在

技能実習実施 困難時届出書 受理年	失踪技能実 習生数(①)	所在が 判明した者 (②)	所在が判明した者の内訳					把握率 (②／①)	所在が 不明の者 (①－②)
			出国手続	うち、退去強制手 続による出国 (注1)	退去強制手続	在留手続	その他(注2)		
令和5年	9,753	5,486	3,078	1,116	137	2,208	63	56.2%	4,267
令和4年	9,006	5,662	4,528	2,726	104	994	36	62.9%	3,344
令和3年	7,167	6,034	4,465	2,768	120	1,425	24	84.2%	1,133
令和2年	5,885	5,339	4,235	2,059	149	946	9	90.7%	546
令和元年	8,796	8,110	7,000	3,889	155	948	7	92.2%	686
総計	40,607	30,631	23,306	12,558	665	6,521	139	75.4%	9,976

(注1)「退去強制手続による出国」には、出国命令による出国が含まれる。
(注2)「その他」には、難民認定に係る手続や死亡した者等が含まれる。

【参考】技能実習生の失踪者の状況（都道府県別）

○ 令和5年の技能実習生の失踪者数を都道府県別で見た場合、「愛知県」、「大阪府」、「東京都」の順に多く、また、在留者数と比較すると、「東京都」及び「大阪府」の割合が高い。

都道府県			失踪者数・・・① (令和5年)	【参考】		都道府県			失踪者数・・・① (令和5年)	【参考】		
				①÷②	在留者数・・・②					①÷②	在留者数・・・②	
北	海	道	316	2.2%	14,157	滋	賀	県	124	2.1%	5,882	
青	森	県	89	⑤ 3.0%	2,948	京	都	府	132	2.3%	5,752	
岩	手	県	97	2.8%	3,460	大	阪	府	② 730	② 3.6%	20,555	
宮	城	県	100	1.9%	5,161	兵	庫	県	279	2.1%	13,548	
秋	田	県	37	2.2%	1,699	奈	良	県	63	2.1%	3,063	
山	形	県	65	2.6%	2,540	和	歌	山	県	36	2.0%	1,777
福	島	県	115	2.5%	4,633	鳥	取	県	57	④ 3.2%	1,767	
茨	城	県	394	2.4%	16,659	島	根	県	30	1.4%	2,095	
栃	木	県	158	1.8%	8,587	岡	山	県	187	1.9%	9,641	
群	馬	県	213	2.0%	10,463	広	島	県	397	2.6%	15,040	
埼	玉	県	⑤ 482	2.1%	22,592	山	口	県	142	2.8%	4,997	
千	葉	県	④ 516	2.5%	20,842	徳	島	県	77	2.8%	2,765	
東	京	都	③ 598	① 4.1%	14,725	香	川	県	126	2.2%	5,771	
神	奈	川	455	2.7%	17,100	愛	媛	県	136	2.0%	6,660	
新	潟	県	122	2.4%	5,005	高	知	県	50	2.5%	1,962	
富	山	県	162	2.7%	6,047	福	岡	県	463	3.0%	15,445	
石	川	県	115	2.2%	5,176	佐	賀	県	68	2.1%	3,219	
福	井	県	103	2.2%	4,684	長	崎	県	107	③ 3.3%	3,256	
山	梨	県	68	2.6%	2,651	熊	本	県	221	2.4%	9,064	
長	野	県	130	2.1%	6,163	大	分	県	127	2.7%	4,768	
岐	阜	県	279	1.9%	14,879	宮	崎	県	102	2.4%	4,225	
静	岡	県	311	2.1%	14,653	鹿	児	島	168	2.6%	6,400	
愛	知	県	① 783	2.1%	37,384	沖	縄	県	78	2.8%	2,811	
三	重	県	145	1.3%	11,007	総	計		9,753	2.4%	403,678	

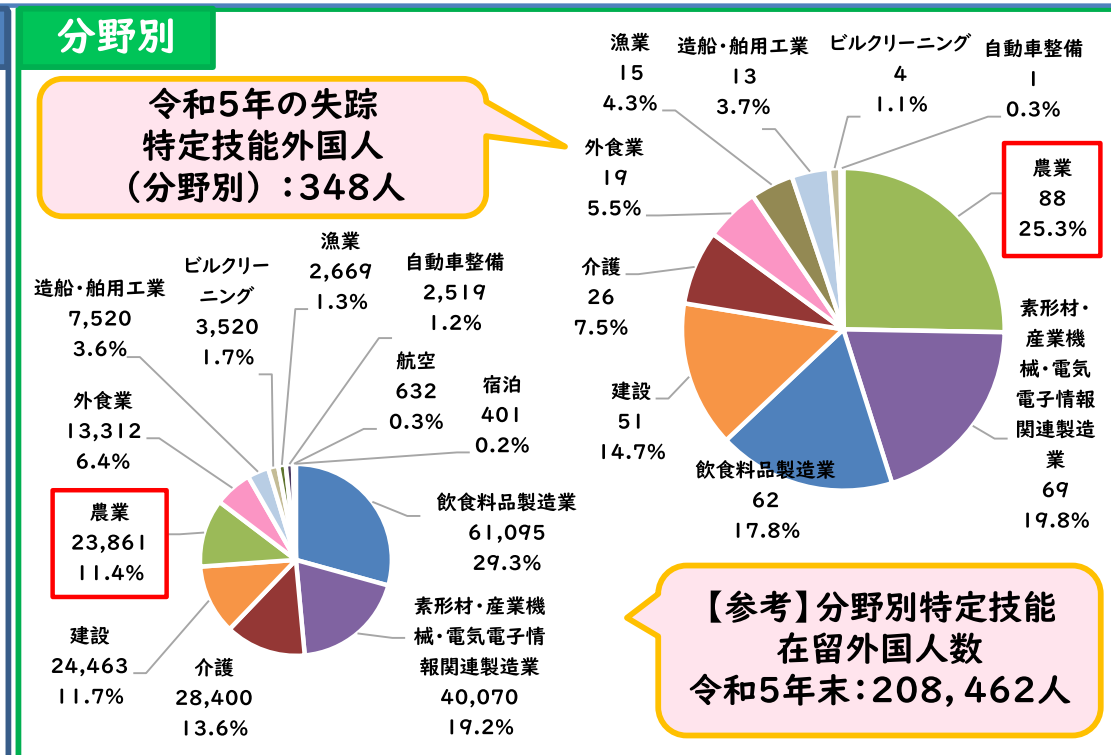
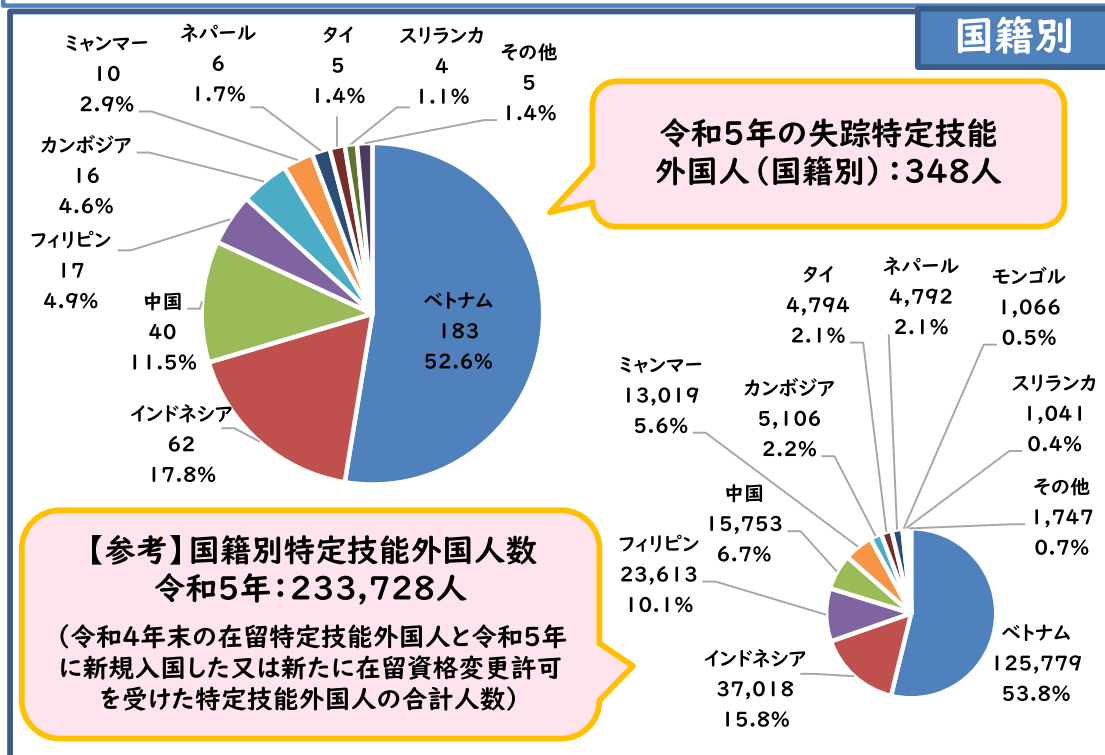
(注1) 都道府県は、実習実施者の所在地。

(注2) 在留者数は、令和5年12月末の在留者数であり、都道府県が「未定・不詳」のものは除外。

(単位:人) 7

【参考】特定技能外国人の失踪者の状況

- 令和5年における特定技能外国人に占める失踪者数の割合は0.15%（令和4年に比べ約0.03ポイント減）で、例年と同程度の推移となっている。
- 分野別特定技能在留外国人数と比較して、農業分野の失踪者数の割合が顕著に高くなっている。

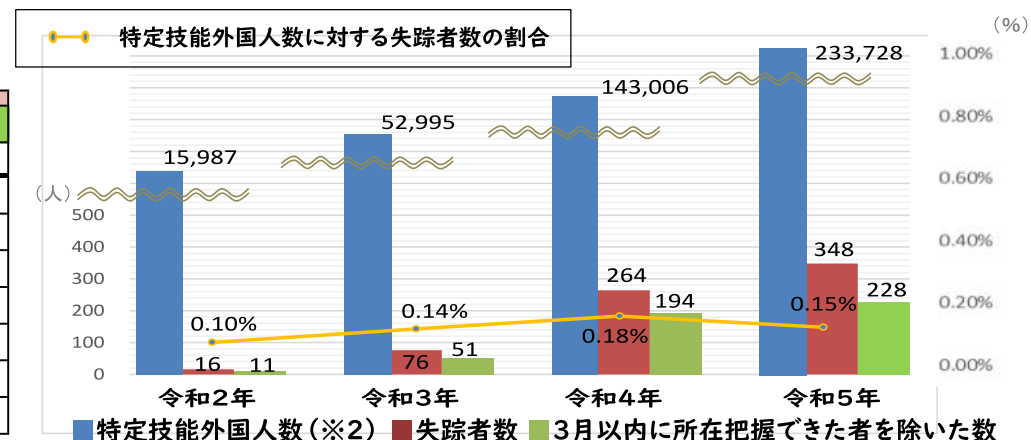


特定技能外国人の失踪者数の推移（令和元年～令和5年）

	令和元年	(※1)	令和2年	(※1)	令和3年	(※1)	令和4年	(※1)	令和5年	(※1)
総計	0	0	16	11	76	51	264	(0.18%)	194	348 (0.15%)
ベトナム	0	0	14	11	44	24	141	(0.17%)	105	183 (0.15%)
インドネシア	0	0	1	0	8	6	39	(0.22%)	30	62 (0.17%)
中国	0	0	0	0	4	4	32	(0.32%)	19	40 (0.25%)
フィリピン	0	0	0	0	0	0	4	(0.03%)	1	17 (0.07%)
カンボジア	0	0	0	0	11	11	31	(1.09%)	27	16 (0.31%)
ミャンマー	0	0	0	0	0	0	4	(0.06%)	0	10 (0.08%)
その他	0	0	1	0	9	6	13	(0.18%)	12	20 (0.15%)

（※1 3月以内に所在把握できた者を除いた数）

注 本資料に含まれる特定技能外国人の失踪者数に係る数値はいずれも速報値

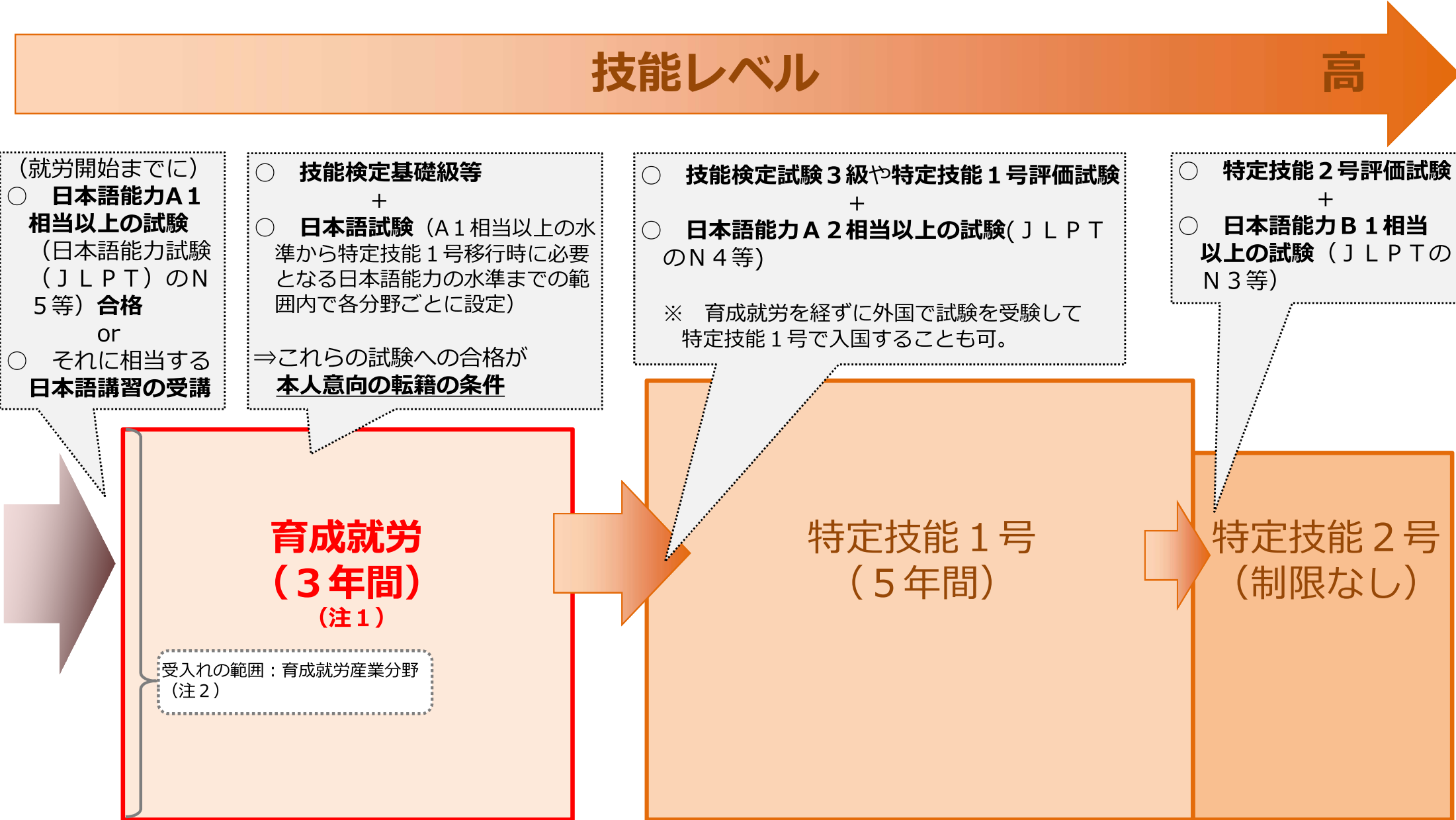


（※2 前年末の在留特定技能外国人と当年に新規入国した又は新たに在留資格変更許可を受けた特定技能外国人の合計人数）

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）。

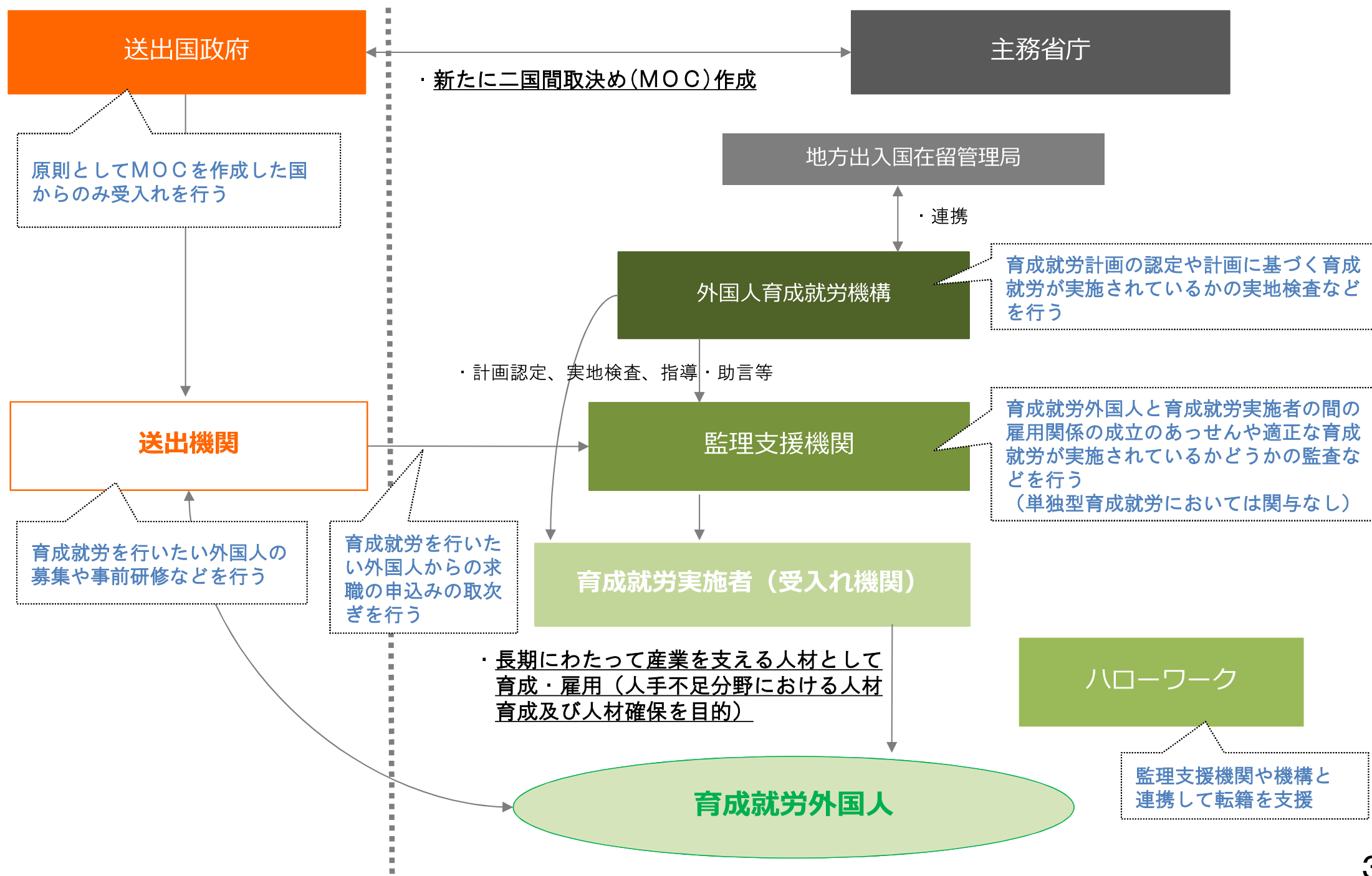
育成就労制度の 目的	「育成就労産業分野（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保すること。 （※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの
基本方針・ 分野別運用方針	育成就労制度の基本方針及び育成就労産業分野ごとの分野別運用方針を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。 分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用する。
育成就労計画の 認定制度	育成就労外国人ごとに作成する「育成就労計画」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、外国人育成就労機構による認定を受ける）。
監理支援機関の 許可制度	（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う監理支援機関を許可制とする（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。
適正な送出しや 受入環境整備の 取組	・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。 ・育成就労外国人の本人意向による転籍を一定要件の下で認めることなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。 ・地域協議会を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。



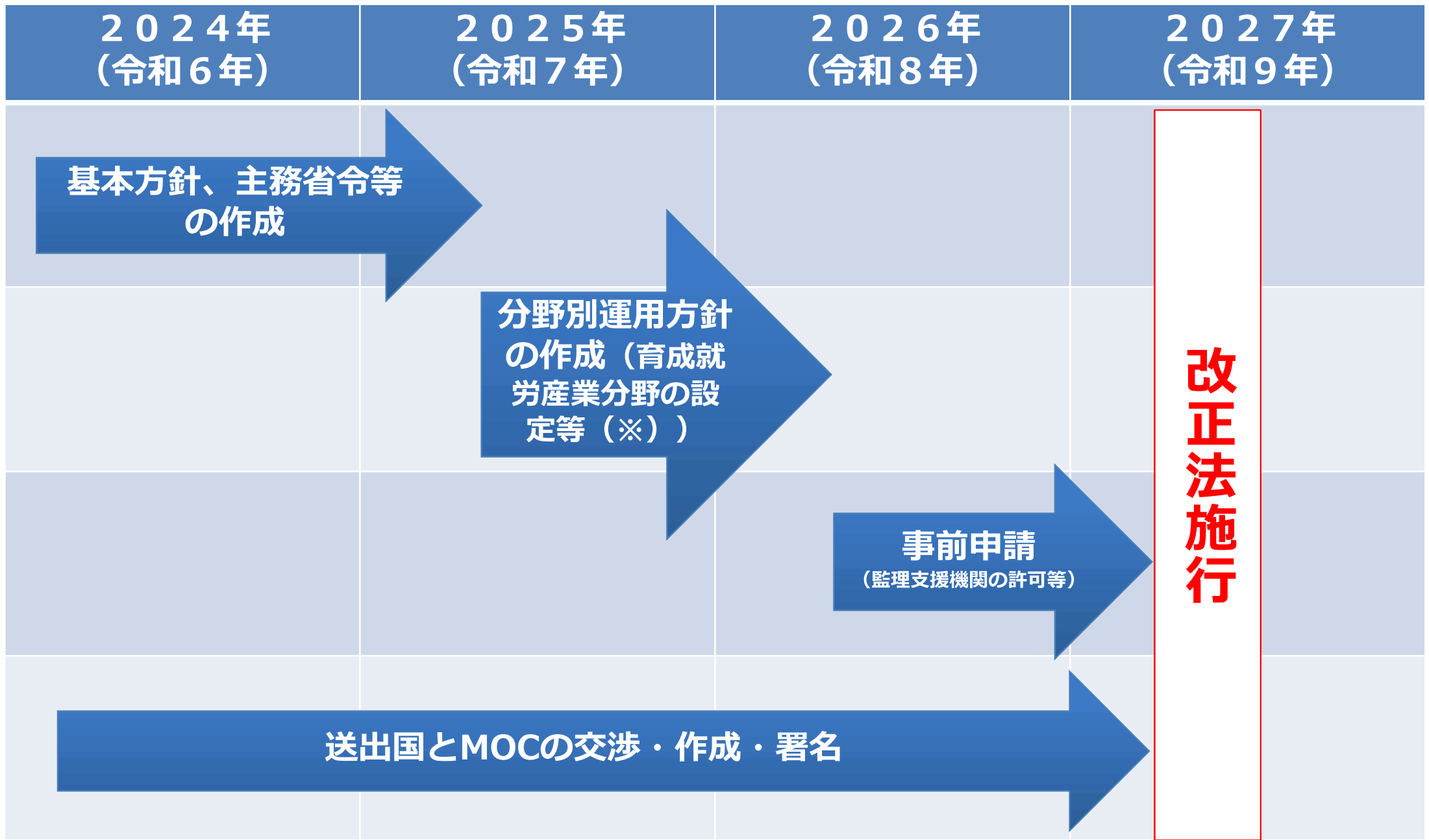
(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

育成就労制度の関係機関のイメージ



施行までのスケジュール（予定）

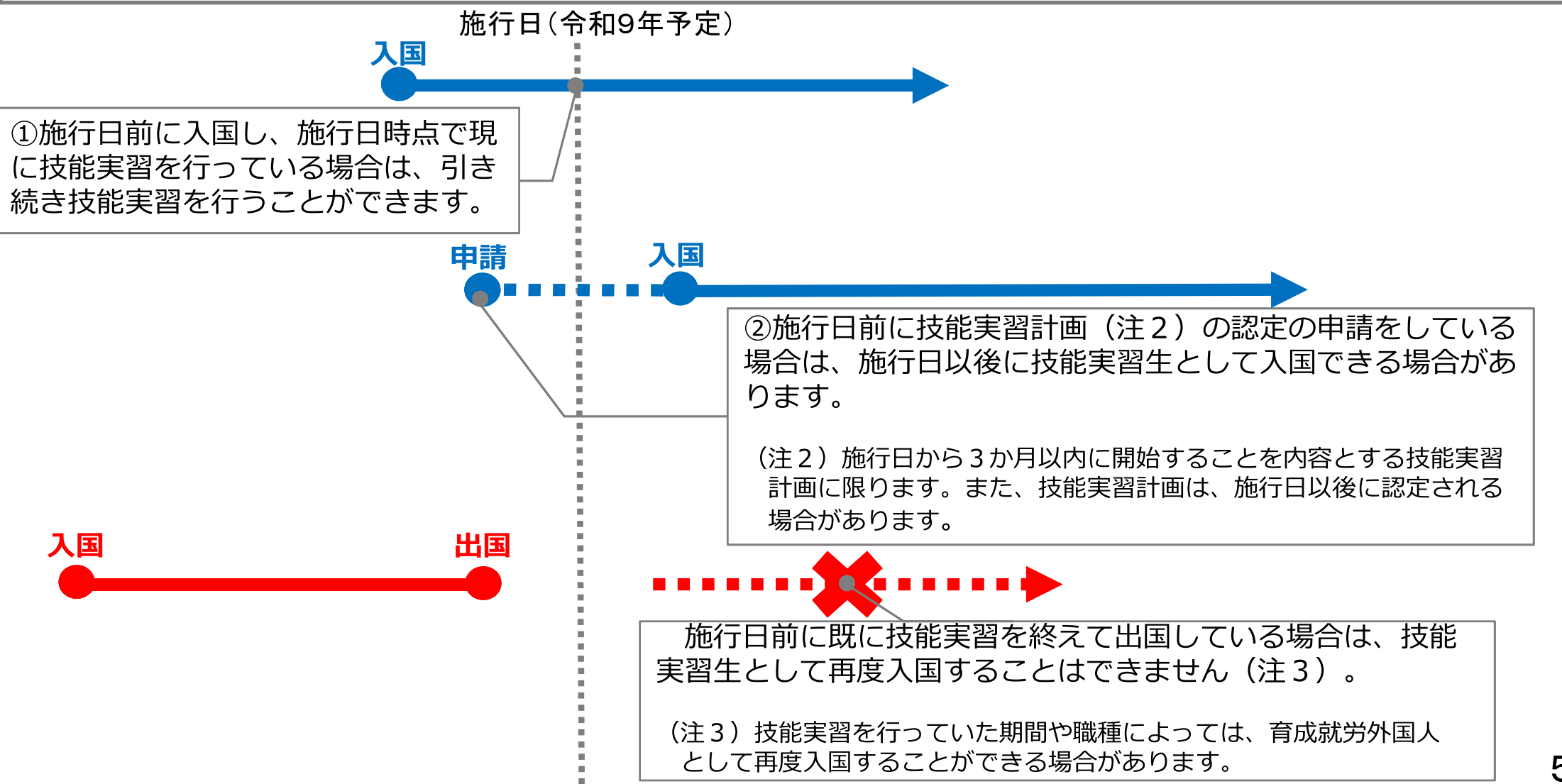


※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

技能実習に関する経過措置のイメージ

下記①又は②に該当する場合、**施行日後にも技能実習を行うことが可能**であり、要件を満たせば、**次の段階の技能実習までは引き続き行うことができます**（注1）。また、この場合には、**技能実習制度のルールが適用**され、**技能実習から育成就労に移行することはできません**。

（注1）施行日時点で技能実習1号で在留する方は技能実習計画の認定を受けた上で技能実習2号への移行ができますが、施行日時点で技能実習2号で在留する方の技能実習3号への移行については、一定の範囲のものに限られます。



參考資料

「日本語教育の参照枠」のレベル尺度（日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの）

- CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするための共通の基盤として示したもので、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。
- 日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す（やりとり・発表）」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can do）を示すもの。

「日本語教育の参照枠」の全体的な尺度（抜粋） 日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの			<参考>日本語能力試験（JLPT）※	<参考>日本語基礎テスト（JFT-Basic）	<参考>就労場面での「できることリスト」 【厚労省・外国人就労・定着支援事業】	<参考>英検とCEFRとの対応 （英検協会HPより）
言語使用者 熟達した	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。	—	—	—	—
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟なしかも効果的な言葉遣いができる。	N1	—	—	I級
言語使用者 自立した	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。		—	—	I～準I級
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出会うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。	N2	—	—	準I～2級
			N3		—	
言語使用者 基礎段階の	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。	N4	合格	顧客等とのやりとり有り 不明なことがあった場合、上司等が助けてくれれば実施可能な業務 顧客等とのやりとり有り 限定的・定型的なやりとりで実施可能な業務	2～準2級
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。	N5	—	顧客等とのやりとり無し 上司・同僚から簡単な指示を受けて行う単独業務 検品・袋詰め・仕分け、農作物収穫、清掃・洗濯 など	3級

各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

※JLPTのN5～N1と日本語教育の参照枠の各レベルとの対応は概ねの目安。詳細は2025年2月下旬公表、同年12月試験結果より通知開始予定

外国人技能実習生の失踪を発生させないために

失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらうことが必要です。

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。

○文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



出入国在留管理庁長官からのメッセージ

8か国語での申告・相談が
電話・メール・手紙で可能

ベトナム語	英語
中国語	タイ語
インドネシア語	カンボジア語
フィリピン語	ミャンマー語

外国人技能実習機構

母国語相談 //

みなさんの母国語で相談を行うことができます



動画タイトル：外国人技能実習制度について（技能実習生・これから技能実習生になる皆様へ）※日本語含め10か国対応
掲載リンク：https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01_00182.html（出入国在留管理庁ウェブサイト）

もし失踪が発生してしまったら・・・？

Step1 所在把握のための取組

【ポイント】技能実習生の行方が分からなくなるなど、失踪の疑いが生じた場合

- 同僚の技能実習生からの情報収集や本人のSNSの発信状況を確認するなどにより、所在把握に努める。
- 送出国等と連携しながら、**本国の緊急連絡先(当該技能実習生の家族等)に対して、当該技能実習生からの連絡がないかを確認**するとともに、本人に対して①監理団体等の保護下に戻る、②(監理団体等による保護を望まない場合は)外国人技能実習機構に連絡すること等を説得することを依頼する。

- 失踪が発生させないことがまずは重要ですが、万一、失踪が発生した場合に備えて、技能実習生の本国等における緊急連絡先を把握しておくことが有効です。
- 監理団体には、技能実習の終了後に、**帰国が円滑になされるように必要な措置を講ずる義務**があります。その観点から、外国人技能実習機構への届出と並行して、**可能な限り失踪した技能実習生の所在把握に努めていただくことが重要**です。
- 昨今、友人やSNS等の情報を受けて一時的に失踪に至ったものの、その後翻意するケースもありますので、こうした取組はとりわけ重要になります。

Step2 外国人技能実習機構への連絡

【ポイント】失踪が発生し、技能実習の実施が困難となった場合

- (団体監理型実習実施者の場合)監理団体に対して遅滞なく連絡を行う。
- (企業単独型実習実施者又は監理団体の場合)技能実習の実施が困難になった事由が発生してから2週間以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に**技能実習実施困難時届出書を提出**する。

※併せて、警察署への行方不明届出の提出を行ってください。

Step3 帰国措置又は復帰、転籍支援

- 所在が判明した場合は、本人の希望に応じて、帰国までの必要な措置、復職や転籍等の支援を実施してください。
 - ※ 技能実習実施困難時届出書の提出後における同実習実施者への復帰及び転籍に当たって御不明点がある場合は、機構に御相談ください。
 - ※ 専ら技能実習生の都合による転籍は認められませんので、留意願います。

Step4 失踪理由の把握と再発防止策の検討

- 失踪の理由には、賃金未払い等の実習実施者側の不適切な取扱いも一部あることから、技能実習生の所在を把握した場合には、そういった行為が行われていないか本人や同僚の技能実習生からの聴取も含め、確認することが必要です。
- また、不適切な取扱いでなくとも、先の**入国前の丁寧な説明やコミュニケーション等の配慮が行われているか、監理団体と実習実施者の間で自己点検を行っていただき、再発防止に努めていただくことが重要**です。

妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

<妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☑ 実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☑ 実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☑ 実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☑ 監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国して母国で出産することを希望する場合は、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。（一時帰国する場合は、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があり、技能実習生に負担させることは禁じられています。（外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）

技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所で手続が必要です。）。

☑技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続については、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「雇用期間が1年以上であり、子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

問い合わせ先:外国人技能実習機構（TEL: 03-3453-8000）

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所

国民年金について⇒年金事務所又は市区町村

健康保険について⇒加入先の医療保険者

（協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所）

国民健康保険について⇒市区町村

育児休業について

産前産後休業について

➡ 労働局

在留資格について⇒入管庁

～監理団体・実習実施者の皆さまへ～

令和6年11月1日から

やむを得ない事情がある場合の 転籍の運用を改善しました

本リーフレットは、やむを得ない事情による転籍に関する運用改善をお伝えするものです。
監理団体・実習実施者の皆さまにおかれては、技能実習生に対する人権侵害行為や、報酬の不払
などが生じることがないように、引き続き技能実習計画に基づき適正な技能実習の実施をお願いいた
します。

運用改善の内容

1 「やむを得ない事情」の明確化

以下のような「やむを得ない事情」となり得る事柄につい
て、技能実習制度運用要領に明記しました。

- ・ 暴行や各種ハラスメント（暴言、脅迫・強要、セクハラ、マタハラ、パワハラな
ど）等の人権侵害行為を受けている場合
- ・ 重大悪質な法令違反行為があった場合
- ・ 重大悪質な契約違反行為があった場合

→ 詳細はこちら（機構ウェブサイト）



2 手続を明確化・柔軟化しました。

- ・ 技能実習生から監理団体又は実習実施者へ転籍の申出を行うための各国
言語に翻訳した様式及び転籍の申出を受けた監理団体又は企業単独型実
習実施者が当該申出に係る対応を技能実習生へ通知するための様式を整備

→ 「実習先変更希望の申出書」（運用要領参考様式第1-44号）

→ 「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」（運用要領参考様式第1-45号）

- ・ 事実関係の調査に当たって、技能実習生の申出を裏付ける録音や写真
等の資料が提出された場合には、やむを得ない事情があると認めやす
くなりますので、そのような資料があるかよく確認してください。

→ 詳細はこちら（機構ウェブサイト）



3 監理団体又は実習実施者は、技能実習生から「やむを得ない事情」があるとして実習先変更希望の申出書の提出があった場合、次のとおり対応してください。

【監理団体又は企業単独型実習実施者の対応】

- ☐ 申出書の受領後、署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却する
- ☐ 直ちに必要な事実関係の確認や是正指導を行う
- ☐ 技能実習生に対して、転籍希望の申出に係る対応（実習先変更に向けた連絡調整を開始するか否か）について遅滞なく通知する
- ☐ 転籍を認め得るやむを得ない事情があると認めた場合には、申出書及び対応通知書の写しを添えて、技能実習実施困難時届出書を外国人技能実習機構宛てに提出する

【団体監理型実習実施者の対応】

- ☐ 申出書の受領後、署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却する
- ☐ 直ちに監理団体に申出書の写しを提出する

4 入国後講習※では、技能実習生向けリーフレットなどで転籍に関する以下の説明を行ってください。

※監理団体又は企業単独型実習実施者に対応していただくものです。

令和6年11月以前に入国後講習を受けた技能実習生に対しては、監査の面接時等において教示してください。

- ☐ 「転籍を認め得るやむを得ない事情」に関する知識
- ☐ 技能実習生が実習先変更希望の申出を行う方法
- ☐ 「実習先変更希望の申出書」を監理団体又は実習実施者に提出した後の各手続に関する知識

在留管理制度上の措置の改善

5 転籍手続中や転籍先が見つからなかった場合の、在留管理制度上の措置を改善しました。

- ・ 転籍に向けた手続の期間中で技能実習を行えない場合には、必要に応じ、週28時間以内に限り、一般的な就労を認める
 - ・ 転籍先の確保ができなかった場合で、「特定技能」への移行を希望する場合などには、「特定技能」へ移行するための特定活動を付与
- 詳細はこちら（入管庁ウェブサイト）



13. Consultation offered by the Organization for Technical Intern Training [Native Language Consultation]

OTIT offers the following kinds of consultation and support (examples) in your native language so do not hesitate to contact them.

It is toll free. You can call from a pay phone using a 10-yen coin. The coin will be returned when you finish the call.

[Pay phone location search]

East Japan: <https://publictelephone.ntt-east.co.jp/ptd/map/>

West Japan: <https://www.ntt-west.co.jp/ptd/map/>

- We provide assistance for technical intern trainees when they need to change their training site due to the management situation at the training site or other unavoidable circumstances.
- Please contact us if you wish to receive assistance such as when a supervising organization refuses to offer accommodation.
- We also accept reports and provide consultations on violations of the Technical Intern Training Act by the supervising organizations or implementing organizations
- In principle, the supervising organizations are liable to pay the technical intern trainees the full amount of travel expenses for their return home after they finish training. If you do not receive payment of the travel expenses to return home or you are requested to pay part of such expenses, please contact OTIT.

[Examples of problems]

- You feel that there is illegal conduct such as that the sending agency, etc. charged you the expenses for the travel to Japan, or forced you to pay guarantee money or conclude a penalty contract without giving you sufficient explanation.
- When training is not completed and you want to continue training but you have to return home.
- You have difficulty securing your housing or daily meals.
- You feel worried or anxious about work or daily life.
- You want advice on religion, meals, customs or ways of thinking.
- You have doubts about working conditions such as wages and overtime work, etc.
- You cannot understand the instructions at the site of the technical intern training, or are experiencing problems due to differences in lifestyles and ways of thinking.
- You feel that there is a violation of the technical practice training law at the training place.

For example,

- Your passport, residence card or bankbook has been taken away from you
- Going out is unjustly restricted
- Unfair restrictions are imposed on the freedom of your private life (possession of a mobile phone is forbidden)
- The content of the technical intern training is different from what was explained to you
- You are forced to engage in technical intern training by means of assault, intimidation, etc.
- You are suffering violation of human rights such as bullying or power harassment.
- You are being forced to return home against your will
- When it has become impossible to continue with the intern training due to the management situation of the training site, but the supervising organization is not cooperating in searching for a new training site.
- When going on to technical intern training (iii), you are hoping to change the training site, but the supervising organization is not cooperating in searching for a new training site.
- There is something you do not understand about the technical intern training program
- You do not know who to consult regarding Japanese laws and various systems.



13. 外国人技能実習機構における相談【母国語相談】

機構では、技能実習生の皆さんから、次のような相談（相談例参照）を母国語で受け付けていますので、是非御活用ください。

通話料は無料です。近くの公衆電話から10円玉でかけられます。通話が終わればお金は戻ってきます。

【公衆電話設置場所検索】

東日本 <https://publictelephone.ntt-east.co.jp/ptd/map/>

西日本 <https://www.ntt-west.co.jp/ptd/map/>

- 実習先の経営上の都合等によりやむを得ない事情で実習先の変更が必要なときの支援を行っています。
- 監理団体等が宿舎の提供を拒む場合など支援を受けたい場合も御相談ください。
- 監理団体や実習実施者の技能実習法令違反についての申告や相談も受け付けています。
- 技能実習終了後の帰国旅費については、原則、監理団体が全額支払う必要があります。もし、帰国旅費を払ってもらえなかったり、その一部負担を求められたりした場合には相談してください。

【相談例】

- 入国前に、送出国等から、十分な説明がないまま来日費用を徴収されたり、保証金を徴収されたり、違約金契約を結ばされたりするなど、不適切な行為があったと感じたとき
 - 実習が修了してなくて、実習を続けたいのに帰国させられそうになったとき
 - 住む場所や毎日の食事に困っているとき
 - 仕事上や日常生活で悩みや不安を感じたとき
 - 宗教、食事、習慣、考え方に関するアドバイスがほしいとき
 - 賃金や時間外労働等の労働条件等で疑問をもったとき
 - 技能実習の現場で指示が理解できなかったり、生活習慣や考え方の違いからトラブルになったりしたとき
 - 実習先で技能実習法令に違反があると感じたとき
- 例えば、
- 旅券や在留カード、通帳を取り上げられているとき
 - 外出を不当に制限されているとき
 - 私生活の自由を不当に制限されているとき（携帯電話の所持が禁止されているなど）
 - 技能実習の内容が説明を受けていたものと違うとき
 - 暴行や脅迫等の手段で技能実習を強制されているとき
 - いじめやパワハラなど、人権侵害行為を受けているとき
 - 意に反して帰国させられそうなとき
 - 実習先の経営上の都合などで実習を続けられなくなったが、監理団体が新たな実習先を探すことに協力してくれないとき
 - 技能実習3号に移行する際に、実習先の変更を希望しているが、監理団体が新たな実習先を探すことに協力してくれないとき
 - 技能実習制度に関して分からないことがあるとき
 - 日本の法律、各種制度に関して相談先が分からないとき



Name of the office (method)	Contact point and supported languages	Open hours (Every week)		Details
Native Language Consultation Hotline (telephone)	Tel: 0120-250-168 Supported languages: Vietnamese	Monday to Friday	11:00 am - 7:00 pm	The answering machine will pick up your call outside open hours. Please leave a message and your contact information.
		Saturday	9:00 am - 5:00 pm	
	Tel: 0120-250-169 Supported languages: Chinese	Monday / Wednesday / Friday	11:00 am - 7:00 pm	
		Tuesday / Thursday	11:00 am - 7:00 pm	
	Tel: 0120-250-197 Supported languages: Filipino	Tuesday / Thursday	11:00 am - 7:00 pm	
		Saturday	9:00 am - 5:00 pm	
	Tel: 0120-250-147 Supported languages: English	Tuesday / Thursday	11:00 am - 7:00 pm	
		Saturday	9:00 am - 5:00 pm	
	Tel: 0120-250-192 Supported languages: Indonesian	Tuesday / Thursday	11:00 am - 7:00 pm	
		Saturday	9:00 am - 5:00 pm	
	Tel: 0120-250-198 Supported languages: Thai	Thursday	11:00 am - 7:00 pm	
		Sunday	9:00 am - 5:00 pm	
	Tel: 0120-250-366 Supported languages: Cambodian	Every week Tuesday	11:00 am - 7:00 pm	
	Tel: 0120-250-302 Supported languages: Burmese	Every week Tuesday	11:00 am - 7:00 pm	
Consultation in your native language (email)	Supported languages: Vietnamese Chinese Filipino English Indonesian Thai Cambodian Burmese	Anytime		- Responses will be on the following day or afterwards - Responses may take time depending on the content.
Consultation in your native language (Zoom)	Supported languages: Vietnamese Chinese Filipino English Indonesian Thai Cambodian Burmese	Date of consultation to be adjusted by email (Any of the dates on which Native Language Consultation Hotline (telephone) is available)		- Consultation is held only by voice communication, with the web camera off.
Consultation in your native language (letter)	Support Division Guidance and Support Department Organization for Technical Intern Training 3F LOOP-X Bldg., 3-9-15 Kaigan, Minato-ku, Tokyo 108-0022	Anytime (Application to be accepted only by mail)		- Responses will be on the following day or afterwards - Responses may take time depending on the content.
OTIT consultation office (in person, telephone)	Support Division or Guidance Division (in charge of support) of the Regional Office / Branch Office (see page 108) Supported languages: Japanese (interpreter of the native language if necessary)	Every week Monday to Friday 9:00 am - 5:00 pm		You can also ask for an interpreter. (It may take time to make the arrangements.) If you contact us beforehand, we will be able to smoothly make arrangements before your visit).

窓口名 (方法)	連絡先・対応言語	受付時間 (毎週)		備考
母国語相談 ホットライン (電話)	電話:0120-250-168 対応言語: ベトナム語	月曜日～金曜日 土曜日	午前11:00～午後7:00 午前 9:00～午後5:00	受付時間外は留守番電話につながりますので用件と連絡先を残して下さい。
	電話:0120-250-169 対応言語: 中国語	月曜日・水曜日・金曜日	午前11:00～午後7:00	
	電話:0120-250-197 対応言語: フィリピン語	火曜日・木曜日 土曜日	午前11:00～午後7:00 午前 9:00～午後5:00	
	電話:0120-250-147 対応言語: 英語	火曜日・木曜日 土曜日	午前11:00～午後7:00 午前 9:00～午後5:00	
	電話:0120-250-192 対応言語: インドネシア語	火曜日・木曜日 土曜日	午前11:00～午後7:00 午前 9:00～午後5:00	
	電話:0120-250-198 対応言語: タイ語	木曜日 日曜日	午前11:00～午後7:00 午前 9:00～午後5:00	
	電話: 0120-250-366 対応言語: カンボジア語	毎週木曜日	午前11:00～午後7:00	
	電話: 0120-250-302 対応言語: ミャンマー語	毎週火曜日	午前11:00～午後7:00	
母国語相談 (メール)	対応言語: ベトナム語 中国語 フィリピン語 英語 インドネシア語 タイ語 カンボジア語 ミャンマー語	いつでも		・回答は翌日以降 ・内容により時間をいただく場合があります。
母国語相談 (Zoom)	対応言語: ベトナム語 中国語 フィリピン語 英語 インドネシア語 タイ語 カンボジア語 ミャンマー語	メールで相談日時を調整 (母国語相談 (電話) の対応日のいずれか)		・ウェブカメラをオフにした状態で音声通話のみで実施します。
母国語相談 (手紙)	〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 L00P-X 3階 外国人技能実習機構 指導援助部 援助課	いつでも (郵送受付のみ)		・回答は翌日以降 ・内容により時間をいただく場合があります。
機構窓口 (面談・電話)	地方事務所・支所の援助課又は指導課(援助担当) (109ページ参照) 対応言語: 日本語 (必要に応じて母国語の通訳人)	毎週 月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00		通訳人の手配を希望することもできます (手配にはお時間をいただきます。可能であれば、来所前に御連絡いただけるとスムーズです。)

*1. If the above day is a public holiday or a New Year's holiday (December 29 - January 3), consultation in native languages is unavailable.

2. For the latest supported languages and open days of the week, please check with the following OTIT website.

[OTIT website: native language consultation page]
<https://www.support.otit.go.jp/soudan/en>

3. Emergency Consultation Desk for Technical Intern Trainees

Do you have worries or troubles, such as that your employer beats you, tries to force you to return home, or sexually harasses you? OTIT provides you with support in your native language and will help you to solve your problems as quickly as possible. When in such a situation, please do not hesitate to consult with us.

It is toll free.

Call the applicable telephone number above, and push "1" following the automated announcement, then you can speak to the dedicated operator.

4. You may be introduced to the office of a related organization depending on the content of your problem.

14. "Reports" you can submit

If a technical intern trainee encounters conduct which is in violation of the Technical Intern Training Act, he or she may report the illegal conduct to the related organization by either of the following methods: (1) report pursuant to the Technical Intern Training Act; or (2) report pursuant to the Labor Standards Act, etc.

(1) Report Pursuant to the Technical Intern Training Act

- (1) In cases where the implementing organization, supervising organization, or officers or employees thereof (referred to in the following paragraph as "implementing organization, etc.") is in violation of the provisions of this Act or an order based thereon, the technical intern trainee may report such fact to the competent ministers.
- (2) The implementing organization, etc., shall not suspend the technical intern trainee or discriminate against the technical intern trainee by reason of the technical intern trainee having given the report provided for in the preceding paragraph.

(Article 49 of the Technical Intern Training Act)

Pursuant to the Technical Intern Training Act, the technical intern trainee may personally report the illegal conduct of the implementing organization, the supervising organization, etc. to the Commissioner of the Immigration Services Agency and the Minister of Health, Labour and Welfare. The report may also be made through an agent who submits a power of attorney.

The following are examples of violations of the Technical Intern Training Act

Examples of violations

- Technical intern training is forced by means of assault, intimidation, etc.
- The content of the technical intern training differs from that given in the employment contract.
- Passports or residence cards have been taken away for safe keeping.
- Going outside is unjustly restricted.
- Unfair restrictions on freedom in daily life.



※1 上記曜日が、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)である場合、母国語相談はお休みです。
2 最新の対応言語と曜日については、下記の機構ホームページで確認をしてください。

【機構ホームページ 母国語相談サイト】
<https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/>

3 技能実習SOS・緊急相談専用窓口

「殴られている」「強制的に帰国させられる」「事業主からセクハラを受けている」など、悩んだり、困っていませんか? 外国人技能実習機構 (OTIT) では、そのような技能実習生の皆さんを母国語でサポートします。悩みや困りごとを迅速に解決するために、ためらわずに相談してください。

通話料は無料です。

上記電話番号にダイヤル後、自動音声アナウンスのあと「1 番」をプッシュしてください。専用の窓口につながります。

4 相談の内容に応じて、関係機関の窓口を御案内することがあります。

14. あなたがすることができる「申告」について

技能実習生は、技能実習法等に違反する行為に遭遇した際に、(1) 技能実習法に基づく申告、(2) 労働基準法等に基づく申告の2種類の方法により、関係機関に対して申告することができます。

(1) 技能実習法に基づく申告

- 1 実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役員若しくは職員(次項において「実習実施者等」という。)がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、技能実習生は、その事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告することができる。
- 2 実習実施者等は、前項の申告をしたことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取り扱いをしてはならない。

(技能実習法第 49 条)

技能実習生は、技能実習法に基づき、自ら実習実施者、監理団体等の不法行為を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対して申告することができます。また、申告は委任状を提出した代理人を通じて行うこともできます。

技能実習法令に違反する行為の例としては次のようなものがあります。

違反例

- ・ 暴行や脅迫等の手段で技能実習を強制されている
- ・ 技能実習の内容が労働契約と相違している
- ・ 旅券や在留カードを保管するといって取り上げられている
- ・ 外出を不当に制限されている
- ・ 私生活の自由を不当に制限されている



16. Social insurance

Social insurance is a system to guarantee the medical expenses required for illnesses and injuries, and to guarantee the lives of the subscriber and surviving family through the payment of pensions, etc., in cases of death due to illness or injury or in the event of a certain disability.

(1) Types and benefits of social insurance

	Types	Benefits
Medical insurance	Health insurance National health insurance	- Part of the medical expenses arising from illness or injury (70% up to the age of 70) will be covered by insurance (payment by the individual will be 30% of the medical expenses). - However, for illness or injury due to work or commuting, benefits will be paid from the workers' accident compensation insurance. In this case, the workers' accident compensation insurance will bear the full amount of medical expenses.
Pension	Welfare pension National pension	Necessary benefits (pension) will be paid for old age, disabilities and death.

(2) Employees eligible for social insurance

	Employees eligible for social insurance
Health insurance Employees' pension	- Employees of the following business establishments - Corporate offices - Privately businesses that employ five or more full-time workers (excluding agriculture, forestry and fisheries, inns, cleaning establishments, etc.).
National health insurance National pension	Employees of business establishments other than the above (*) For the national pension, only employees aged 20 years and over are eligible.

- You (the technical intern trainee) must join either the "Health Insurance and Employees' Pension," or "National Health Insurance and National Pension."
- In addition, the technical intern trainee "during the period of the lectures" will join the "National Health Insurance and National Pension."

16. 社会保険

社会保険とは、病気やケガの療養費、また、病気やケガが原因で死亡した場合や一定の障害状態になった場合の年金の支払等を通じて加入者や遺族の生活を保障する国の制度です。

(1) 社会保険の種類と給付

	種 類	給 付
医療保険	健康保険 国民健康保険	○病気やケガにより生じる医療費の一部 (70歳までは70%) を保険で負担します (自己負担は医療費の30%となります)。 ただし、仕事上や通勤による病気やケガについては、労働者災害補償保険 (労災保険) から給付が行われます。この場合、医療費の全額を労災保険で負担します。
年 金	厚生年金 国民年金	○老齢・障害・死亡に関して必要な給付 (年金の支給) を行います。

(2) 社会保険の対象となる従業員

	対象となる従業員
健康保険 厚生年金	○以下の事業所の従業員 ・法人事業所 ・常時5人以上の労働者を雇用する個人経営の事業所 (農林水産業、旅館、クリーニング等の事業所は除きます)。
国民健康保険 国民年金	○上記以外の事業所の従業員 (※) 国民年金については、20歳以上の従業員のみが対象となります。

- あなた (技能実習生) は、「健康保険と厚生年金の両方」または「国民健康保険と国民年金の両方」のいずれかに加入しなければなりません。
- なお、「講習期間中」の技能実習生は、「国民健康保険と国民年金」に加入することになります。

(3) Amount of the social insurance premiums

Type	Explanation	Insurance rate	Amount of insurance premiums (monthly) Your contribution amount
Health insurance	• The insurance fee shall be the amount of the standard monthly remuneration (see note 1) multiplied by the insurance premium rate. • The monthly insurance fee will be borne equally by the implementing organization and you (the technical intern trainee)	Kyokai Kenpo insurance premium rates are stipulated for each prefecture (note 2)	Standard remuneration monthly amount × insurance premium rate × 1/2
Welfare pension		18.3%	Standard remuneration monthly amount × insurance premium rate × 1/2
National health insurance	• Calculated using the method prescribed for each municipality.		Amount calculated by the method of each municipality (Note 3)
National pension	• Decided uniformly throughout the country		16,980 yen (Note 3)

(Note 1) The “standard monthly remuneration amount” is determined based on the total monthly wage received by you (the technical intern trainee).

(Note 2) The insurance premium rates of Kyokai Kenpo Insurance, which range from 10.42% (Saga Prefecture) to 9.35% (Niigata Prefecture), can be checked at the following website (March 2024).

[Japan Health Insurance Association (Kyokai Kenpo) website]
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

(Note 3) All of the insurance premiums must be paid by you (the technical intern trainee). None will be borne by the employer (implementing organization). You have the obligation to pay the insurance premiums, but if it is difficult for you to pay, you may seek exemption or postponement of payment by following the prescribed procedure. You can carry out the procedure through electronic filing via the MynaPortal. For more information, please call Nenkin Kanyusha Dial at 0570-003-004 (if your phone number starts with 050, please call 03-6630-2525). Consultation services are also available in languages other than Japanese.

[Japan Pension Service Website: International]
<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

(4) Procedure for claiming a lump sum withdrawal payment for the employees' pension and national pension

• If a person has paid into the Employees' Pension or the National Pension for at least six months and has returned to their home country without fulfilling the qualification period to receive a pension (10 years), such person will be able to receive a lump sum withdrawal payment from the Japan Pension Service. The amount of the lump sum payment will be calculated with an upper limit of 60 months (5 years) depending on the period of participation in the Japanese pension system.

[Explanation] To those who have a pension period in a country that has a social security agreement with Japan

If you have a pension subscription period for a country that has a social security agreement that allows the pension subscription period in Japan and the pension subscription period in your country to be added together, you may be able to receive a Japanese pension through adding together the pension subscription period of both countries.

If the total pension subscription period in the two countries is less than the period required for the eligibility to receive pension in Japan (ten years), you may claim a lump sum withdrawal payment. However, if you receive a lump sum withdrawal payment, you will not be able to add the pension subscription period in Japan before you claimed the withdrawal lump sum because this period is deemed not to have existed. For this reason, please carefully read the warning notice about the lump sum withdrawal payment claim before requesting the lump sum withdrawal payment.

(3) 社会保険料の額

種類	説明	保険料率	保険料の額（月額） あなたの負担額
健康保険	○標準報酬月額（注1）に保険料率をかけた額が月額の保険料となります。 ○月額の保険料を事業主（実習実施者）とあなた（技能実習生）が折半して負担します。	協会けんぽの場合は、都道府県ごとに保険料率が定められています。（注2）	標準報酬月額 × 保険料率 × 1/2
厚生年金		18.3%	標準報酬月額 × 保険料率 × 1/2
国民健康保険	○市区町村ごとに定められた方法で算定します。		市区町村ごとの方法で算定した額（注3）
国民年金	○全国一律で決まっています。		16,980円（注3）

(注1)「標準報酬月額」は、あなた（技能実習生）の受け取る1か月の総支給額に基づき決定されます。

(注2)協会けんぽにおける、都道府県ごとの保険料率は10.42%（佐賀県）～9.35%（新潟県）となっており、下記のホームページで確認できます（令和6年（2024年）3月）。

【全国健康保険協会（協会けんぽ）ホームページ】
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

(注3) 保険料は全てあなた（技能実習生）の負担となります。事業主（実習実施者）の負担はありません。なお、保険料の納付は義務ですが、支払うのが経済的に困難な場合は、保険料が免除又は猶予される制度があります。免除又は猶予を受けるには手続きが必要です。手続きはマイナポータルを利用した電子申請も可能です。手続などの御相談は、「ねんきん加入者ダイヤル：0570-003-004（050で始まる番号から電話する場合は03-6630-2525）」にお問い合わせください。日本語以外の言語でも相談できます。

【日本年金機構ホームページ 外国人のみなさま／International】
<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

(4) 厚生年金、国民年金の脱退一時金の請求手続

○厚生年金又は国民年金に6か月以上加入していた方が、年金の受給に必要な資格期間（10年）を満たさずに帰国する場合には、日本年金機構に対して、脱退一時金を請求することができます。

脱退一時金の支給金額は、日本の年金制度に加入していた期間に応じて、60か月（5年）を上限として計算されます。

【解説】日本と社会保障協定を結んでいる国の年金加入期間がある方々へ

日本と年金加入期間を通算する社会保障協定を結んでいる国の年金加入期間がある方については、両国の年金加入期間を通算して日本の年金を受け取ることができる場合があります。

両国の加入期間を通算しても日本の年金の受給に必要な資格期間（10年）を満たさない場合、脱退一時金を請求することができますが、脱退一時金を受け取ると、脱退一時金を請求する以前の日本の年金加入期間がなかったものとみなされるため、この期間を通算することができなくなります。このため、脱退一時金を請求する際には脱退一時金請求書の注意書きをよく読んで慎重に検討してください。

- * Entering into a social security agreement (Japan Pension Service website)
<https://www.nenkin.go.jp/international/agreement/status.html>
- For details on the lump sum withdrawal payment, please check the website of the Japan Pension Service given below. You can also print out the “Lump Sum Withdrawal Payment Claim” (National Pension / Employee Pension Insurance)” from this website. Please ask the person(s) in charge at the implementing organization or supervising organization, and follow the procedure.
 Also, as a requirement for receiving lump sum withdrawals, you cannot have a Japanese address on the day that the Japan Pension Service receives your claim. Please submit a transfer notice to your city of residence before returning to your country.
 (Note) Please note that you will not fulfill the requirements for receiving the lump sum withdrawal if you re-enter Japan and hold a Japanese residential address before the Japan Pension Service receives the claim.

[Japan Pension Service website]
<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html>

AIR MAIL
 Japan Pension Service
 3-5-24, Takaido-nishi, Suginami-ku
 Tokyo 168-8505 JAPAN
 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
 日本年金機構(外国業務グループ)

17. Labor insurance

Labor insurance is a national system that provides benefits (workers' accident compensation insurance) for injuries and illnesses during work or commuting, and benefits (employment insurance) in the case of unemployment.

This is obligatory for workplaces that employ even only one worker.

[Explanation] About part of the agriculture, forestry and fisheries industry

For part of the agriculture, forestry and fisheries industry, workers' accident compensation insurance is voluntarily applied, but in this case, you must subscribe to private voluntary insurance as an alternative measure to workers' accident compensation insurance.

(1) Workers' accident compensation insurance

- In the event that workers suffer injuries, fall ill, become disabled or die due to their work or commuting, necessary benefits will be granted to protect the workers themselves and their surviving families.
- Benefits granted under the workers' accident compensation insurance include the following.
 - Medical treatment (compensation), etc. benefits: Benefits for necessary medical treatment are granted (see page 134).
 - Temporary absence from work (compensation), etc. benefits: 60% of the basic daily benefit amount is paid per day of absence from the fourth day of absence (see page 136).
 - Injury and disease (compensation), etc. pension: Pension is paid according to the grade of injury and disease if the worker's injury or disease is not cured after one year and six months from the day of the commencement of medical treatment.
 - Disability (compensation), etc. benefits: Pension or a lump-sum is paid according to the grade of disability if the worker becomes disabled.
 - Nursing care (compensation), etc. benefits: An amount of expenses incurred for nursing care is paid in cash if the worker needs nursing care due to severe aftereffects.
 - Surviving family (compensation), etc. benefits and funeral expenses: Pension or a lump-sum and funeral expenses are paid to the worker's surviving family.
- The employer (implementing organization) is responsible for making the subscription arrangements. Since the

※社会保障協定の締結状況(日本年金機構ホームページ)
<https://www.nenkin.go.jp/international/agreement/status.html>

○脱退一時金についての詳細は、以下の日本年金機構のホームページを御覧ください。また、このホームページから「脱退一時金請求書(国民年金/厚生年金保険)」を入手できます。実習実施者又は監理団体の担当者に依頼して、請求の手続を進めてください。
 なお、脱退一時金の受給要件として、日本年金機構が請求書を受理した日に日本に住所を有していないことが必要です。帰国する前に、お住まいの市区町村に転出届を提出してください。(注意) 日本年金機構が請求書を受理する前に再入国し、住所を有するに至った場合には、受給要件を満たさなくなるので御注意ください。

【日本年金機構ホームページ】
<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html>

AIR MAIL
 Japan Pension Service
 3-5-24, Takaido-nishi, Suginami-ku
 Tokyo 168-8505 JAPAN
 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
 日本年金機構(外国業務グループ)

17. 労働保険

労働保険とは、仕事や通勤中のケガや病気に対する給付(労災保険)と失業した場合の給付(雇用保険)を行う国の制度です。
 労働者を一人でも雇用している事業場に対して強制的に適用されます。

【解説】農林水産業の一部について

農林水産業の一部については、労災保険が任意適用とされていますが、この場合、労災保険の代替措置として民間の任意保険に加入しなければなりません。

(1) 労災保険

- 労働者の方々が、仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合、障害が残った場合、お亡くなりになった場合に、労働者本人やその遺族を保護するために必要な給付が行われます。
- 労災保険で受けられる保険給付は次のものがあります。
 - ①療養(補償)等給付: 必要な療養を給付(135ページ参照)
 - ②休業(補償)等給付: 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%を支給(137ページ参照)
 - ③傷病(補償)等年金: 療養開始から1年6か月経過後、傷病が治癒していない場合に、傷病等級に応じ、年金を支給
 - ④障害(補償)等給付: 障害が残った場合に、障害等級に応じ、年金または一時金を支給
 - ⑤介護(補償)等給付: 重い後遺症が残り介護が必要となった方に対し、介護費用としてかかった実費を現金支給
 - ⑥遺族(補償)等給付及び葬祭料(葬祭給付): 遺族に対し年金または一時金及び葬祭料を支給
- 加入手続は使用者(実習実施者)が行います。保険料は使用者が全額負担することとなっていますので、あなた(技能実習生)の負担はありません。

**「技能実習生手帳」アプリをダウンロードしましょう！
入国前の技能実習生のみなさんもダウンロードできるようになりました！**

このアプリは、技能実習生のみなさんが入国時に配付される「技能実習生手帳」をいつでも、どこでも見られるスマートフォン向けアプリです。

最新の技能実習関連法令や、日常生活に役立つ情報、災害情報、違反の通報や申告手続き、困ったときの相談窓口などを満載した必ず役立つアプリです。

今すぐここから無料ダウンロード→

■ **日本国外で購入した端末でもご利用いただけます！**

日本国外からもダウンロードできます。

入国前の技能実習生のみなさんも、ぜひご利用ください。

■ **9か国語対応**

ベトナム語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、
タイ語、ミャンマー語、モンゴル語、カンボジア語、英語



「技能実習生手帳」にはお役立ち情報が満載

- ・日本の各種法令
- ・日本生活のルール（交通、乗り物、宿舎）
- ・労働関係法令
（労働契約、解雇、労働時間と休憩・休暇、賃金など）
- ・社会保険、労働保険
- ・税金（所得税・住民税）
- ・労働災害
- ・技能実習が困難になったとき
結婚・妊娠・出産をしたとき
- ・各種相談窓口
- ・申告制度
- ・外国人技能実習制度の概要

日本での生活に必須！アプリ限定の使える機能

- ・ **プッシュ通知により機構からさまざまな情報をお知らせ**
 - ・ **母国語相談窓口：**
日本での生活、技能実習のことなど、困ったらご相談ください
 - ・ **災害情報：**地震や風水害の情報をリアルタイムに確認
 - ・ **事務所検索（大使館）：**あなたの国の大使館情報
 - ・ **アプリ共有：**
Facebook、X（旧Twitter）、LINE、メールなどで周りの人たちとシェア
- ※ **アプリの利用により個人の情報などは収集されません。**



■ お問い合わせ先

外国人技能実習機構（OTIT）指導援助部援助課 TEL 03-6712-1965

～外国人を雇用する 事業者の方へ～



住民税の特別徴収にご協力ください！

住民税の特別徴収義務

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者^(※)は、原則として、納税義務者である従業員に代わって、毎月支払う給与から住民税を特別徴収し、従業員が居住する市区町村に納入することが義務付けられています。

外国人を雇用する場合でも、日本人の従業員と同様に特別徴収を行っていただく必要があります。

(※) 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与の支払をする者以外の給与支払者

◆ 特別徴収になると

従業員の方…毎月の給与から年12回の納付となるため、普通徴収（年4回払い）と比べ、1回当たりの納付額の負担が少なくなります。また、自身で納付する手間が省け、納め忘れの心配がありません。

事業者の方…所得税の源泉徴収事務と異なり、市区町村が納入すべき税額を決定して通知するため、事業者の方が納入額の計算をする必要はありません。

外国人が退職・帰国（出国）するときには

住民税の納め忘れがないよう、事業者の方から以下の手続きをご案内いただきますようお願いいたします。

なお、日本人と外国人で手続きの方法などが異なるものではありません。

■ 残りの住民税（特別徴収税額）の一括徴収

本人から申出がある場合は、退職時に支給する給与や退職金から残りの住民税を一括して徴収することができます。

※ 1～5月に退職する場合は、申出の有無にかかわらず一括徴収を行っていただく必要があります。

■ 納税管理人の選任

帰国する方で、日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から、自身に代わり税金の手続きを行う方（納税管理人）を定め、市区町村に届け出る必要があります。

※事業者の方へ この面は、外国人の従業員向け広報ポスターとなっています。
事業所内に掲出していただくなど、適宜ご活用ください。



総務省
Ministry of Internal Affairs
and Communications

外国人の方へ 住民税のお知らせ

住民税の支払いをお忘れなく！



- 住民税は、1月1日時点で日本に住所があり、一定額以上の給料などをもらっている人であれば外国人の方でも住んでいる市区町村に支払う必要がある税金です。1月2日以降に日本から出国した場合でも同じです。
- もし、支払うべき住民税が支払われていない場合は、在留期間の更新申請などが許可されない場合があります。
- 毎月の給料から住民税を差し引かれている人が会社を辞める場合、会社に、支払っていない住民税の全部を給料や退職金から差し引いてもらい、市区町村に支払ってもらうこともできます。
- 日本から出国するまでの間に住民税を支払うことができない場合は、出国する前に、日本に住んでいる人の中から、自分に代わって税金の手続きを行う人（納税管理人）を決めて、住んでいる市区町村に届け出る必要があります。

【お問い合わせ先】 不明な点がある場合は、お住まいの市区町村までお問い合わせください。

Don't forget to pay resident tax!

- The resident tax is a tax that must be paid to the local municipal office for foreigners having a domicile within Japan as of January 1, and earned income that is above a certain amount. The same applies if you leave Japan after January 2.
- If the obligatory resident tax payment due is delinquent, the taxpayer may not be able to renew their foreign residency during the period that they are authorized to stay, etc.
- If an employee whose employer deducts resident taxes from their monthly salary leaves the company, the employee can request the employer to deduct all unpaid resident taxes from their salary or retirement allowance and pay the municipality on behalf of the employee.
- A taxpayer who plans to leave Japan must appoint a resident in Japan (tax agent) who will be responsible for handling tax activities on the employee's behalf, and notify the municipality where the employee lives if unable to pay the resident tax before leaving Japan.

【Contact Information】 If you have any questions, please contact your local municipal office.

请勿忘缴纳住民税！

- 住民税是指，自1月1日起在日本居住，并拥有一定收入的人员，包括外国人在内，需要向所居住的市区町村缴纳的税金。即使1月2日后从日本离开也同样需缴纳住民税。
- 若需缴纳的住民税没有及时缴纳，可能无法通过在留期限更新等的申请。
- 每月工资中扣除住民税的人员在离职后，未缴纳的住民税将从工资或退休金中扣除，并代向市区町村缴纳。
- 若在离开日本前无法缴纳住民税，需在离开前，从居住在日本的人员中，指定代替自己缴纳税金的纳税管理人，并通知所居住的市区町村。

【咨询窗口】 若有不明之处，请咨询所居住的市区町村。

Đừng quên nộp thuế cư trú !

- Thuế cư trú là loại thuế phải nộp cho các thành phố nơi người nước ngoài sinh sống nếu họ có địa chỉ tại Nhật Bản kể từ ngày 1 tháng 1 và nhận được một mức lương nhất định. Trường hợp rời khỏi Nhật bản từ ngày 2 tháng 1 cũng giống như vậy.
- Nếu như bạn chưa thanh toán khoản thuế phải đóng thì có thể sẽ không được cho phép như là khi bạn xin gia hạn thời gian lưu trú.
- Nếu một người đã khấu trừ thuế cư trú từ tiền lương hàng tháng của họ rời khỏi công ty, họ có thể yêu cầu công ty khấu trừ tất cả thuế cư trú chưa được trả từ tiền lương và trợ cấp hưu trí của họ và trả cho thành phố.
- Nếu bạn không thể trả thuế cư trú trước khi rời Nhật Bản, hãy quyết định một người sẽ chịu trách nhiệm về thủ tục thuế thay cho bạn (người quản lý nộp thuế) trước khi rời Nhật Bản và bạn cần thông báo cho thành phố nơi bạn sống.

【Thông tin liên hệ】 Nếu có điểm nào chưa rõ, hãy liên hệ tới thành phố địa phương nơi bạn sinh sống.

在留カード等の確認時にはアプリが有効です！

- 近年、券面の偽造技術の精巧化に対応するため、入管庁では「在留カード等読取アプリケーション」や「在留カード等番号失効情報照会」を無料公開しています。
- 外国人を雇用する際にこれらを併せて利用することで、提示された在留カードの偽変造の有無や、有効であることを簡単に確認することが可能であり、**不法就労防止対策として効果的**です。

在留カード等読取アプリケーション

ICチップ内の情報をアプリ上に表示し、提示された在留カードの記載内容と見比べることで、偽変造されたものかどうかを確認することができます。

STEP 1

在留カード等の名義人本人の同意を得る

STEP 2

在留カード等番号を入力又はカメラで読み込む

STEP 3

在留カード等を読み取る

STEP 4

読み取った画像とカード券面の記載内容を見比べて、相違ないか確認

併用が効果的

在留カード等番号失効情報照会

在留カード番号等をインターネット上の照会ページに入力することで、在留カードの有効性を確認することができます。

STEP 1

在留カード等の番号と有効期限等を入力

(1) 在留カード等番号 AB12345678CD
(2) 在留カード等有効期間 2024 年 12 月 31 日

・画像に表示されている文字を入力してください。



STEP 2

結果を確認し、在留カード等が失効していないことを確認

問合せ日時	2024/10/16 20:12:23
在留カード等番号	AB12345678CD
在留カード等有効期間	2024年12月31日
問合せ結果	失効していません。

OK!!

Windows/Mac版



iPhone版



Android版



注: ICチップが読み取れない場合は、画像確認はできません。

ご利用の際には、名義人本人の同意を得た上で在留カード等の提示を受ける必要があります。

ウェブサイトURL
<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



【重要】入国前結核スクリーニングの実施について (フィリピン、ネパール、ベトナム国籍の方)

入国前結核スクリーニングについて

入国前結核スクリーニングは、対象国（フィリピン・ベトナム・インドネシア・ネパール・ミャンマー・中国）（※１）の国籍を有し、日本に中長期在留者（再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を有する方を除く。）並びに特定活動告示第５３号及び５４号（デジタルノマド及びその配偶者又は子）として入国・在留しようとする方を対象に、在留資格認定証明書交付申請において、**結核非発病証明書**の提出を求めるものです。

ただし、現在の居住地が対象国以外の国又は地域であることが、滞在許可証等により確認された場合は、対象外となります。

また、入国前に結核検査を目的とした胸部レントゲンを含む健康診断が課されている制度（※２）については、当面の間、本スクリーニングの対象外となります。

※１ 対象国のうち、インドネシア・ミャンマー・中国については現時点で未定です。

※２ J E Tプログラム参加者、J I C A研修員（長期・短期）、J I C A人材育成奨学計画（J D S）留学生、大使館推薦による国費留学生、外国人留学生の教育訓練の受託事業、当該国とのE P Aに基づく看護師・介護福祉士、特定技能外国人、特定活動告示第５５号（特定自動車運送業準備）、家事支援外国人材受入事業（特区法第１６条の４）

結核非発病証明書について

結核非発病証明書は、日本国政府が指定する国外の医療機関（指定健診医療機関）が発行するものであり、有効期間は原則として、結核健診実施日（胸部レントゲン撮影実施日）から１８０日です。結核非発病証明書は、在留資格認定証明書交付申請時点において、有効期限内である必要があります。

スケジュール

結核非発病証明書の提出義務付け開始日以降に在留資格認定証明書交付申請をされる方は、結核非発病証明書の提出が必要となります。提出義務付けの日以前に申請された方については、結核非発病証明書を提出する必要はありません。

２０２５年６月２３日 結核非発病証明書の提出義務付け開始（フィリピン・ネパール）
２０２５年９月 １日 結核非発病証明書の提出義務付け開始（ベトナム）

詳しくは、出入国在留管理庁ホームページを御確認ください。



https://www.moj.go.jp/isa/10_00219.html